

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	第2 業務運営の効率化に関する事項 1 一般管理費等の節減		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑨ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
研究開発業務								
一般管理費 [千円]	毎年度平均で 対前年度比3%の抑制	756,480	733,786	710,453	688,273	669,664		
目標値 [千円] ※			733,786	711,772	690,419	669,706	649,615	
業務経費 [千円]	毎年度平均で 対前年度比1%の抑制	1,666,373	1,516,029	1,389,511	1,316,351	1,786,220		*R3～R6合計 実績額 6,008,111 目標値 6,500,512
目標値 [千円] ※			1,649,709	1,633,212	1,616,880	1,600,711	1,584,704	
評価指標2に係るもの								
水源林造成業務等								
一般管理費 [千円]	毎年度平均で 対前年度比3%の抑制	234,298	225,454	220,289	213,456	207,396		
目標値 [千円] ※			227,269	220,450	213,838	207,422	201,199	
評価指標3に係るもの								
森林保険業務								
一般管理費 [千円]	毎年度平均で 対前年度比3%の抑制	60,238	47,537	50,033	41,900	40,624		
目標値 [千円] ※			58,431	56,678	54,978	53,328	51,728	

※ 基準値に対して毎年度対前年度比3%又は1%の抑制を行っていく場合の目標値

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
主な評価軸(評価の視点)、指標等	
評価の視点	評価指標
<評価の視点1> 業務の見直し・効率化を進め、研究開発業務に支障を来すことなく一般管理費、業務経費の節減に努めているか。 <評価の視点2> 水源林造成業務及び特定中山間保全整備事業等に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。 <評価の視点3> 森林保険業務に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。	(評価指標1) ・一般管理費節減状況、業務経費節減状況 (評価指標2) ・水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費節減状況 (評価指標3) ・一般管理費節減状況

中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第4 業務運営の効率化に関する事項 1 一般管理費等の節減 <			

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

	り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行う。		
			<課題と対応> 一般管理費及び業務経費は、業務運営の根幹となる経費であるとともに、年度によって社会情勢の急激な変化等の影響もあることから、一律削減の目標設定も踏まえつつも柔軟に対応し、円滑で効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で取り組む必要がある。
主務大臣による評価			
（見込評価）			評価 B
<評価に至った理由> 一般管理費及び業務経費の節減については、研究開発業務、水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた業務、森林保険業務ともに令和6年度まで中長期計画に掲げた節減目標について、各業務に支障をきたすことなく節減につとめているかという評価の視点に照らし着実に達成されており、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評価をBとしていることから「B」評価とする。 <今後の課題> 一般管理費及び業務経費については社会経済情勢の変化等に応じた検討を加えながら引き続き業務の効率化に取り組むとともに適正、効果的かつ効率的な業務運営を推進することを期待する。			
（期間実績評価）			評価

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第2-2	第2 業務運営の効率化に関する事項 2 調達の合理化						
当該項目の重要度、困難度				関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑨ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351		
2. 主要な経年データ							
指標等	達成目標	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報)
評価指標2に係るもの							
契約監視委員会の開催 [回]	2	2	2	2	2		
3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
主な評価軸(評価の視点)、指標等							
評価の視点				評価指標			
1 毎年度策定する「調達等合理化計画」を踏まえ、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を確実に実施しているか。				1 各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標			
2 契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進しているか				2 契約監視委員会を年2回以上適時行っていること。			
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価					
		主要な業務実績等			自己評価		
第4 業務運営の効率化に関する事項 2 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。	第3 業務運営の効率化に関する事項 2 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。	(評価指標) 1 各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標 (1) 各年度の調達等合理化計画の策定 調達等合理化委員会を開催して、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化に取り組むため、毎年度、「調達等合理化計画」を策定した。 (2) 策定した「調達等合理化計画」に基づいて重点的に取り組む分野における調達の改善 ア 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務の調達について 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、①～③の取組を行うことで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。 ①単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。 【調達手続きの簡素化と納期の短縮】			<評定と根拠> 評定：B 根拠： 「調達等合理化計画」に記載された取組を令和6年度まで全て実行し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に遂行した。令和7年度も適切に取組がなされ中長期計画の達成が見込まれることから、自己評価は「B」とする。 <評価の視点> ・各年度策定する「調達等合理化計画」を踏まえ、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を確実に実施しているか。 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、これに基づき重点的に取り組む分野における調達の改善として、 ア 単価契約、共同調達又は一括調達、複数年契約等の取組を継続的に行うことによって、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達と事務の軽減に効果があった。		

- 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達依頼の提出があつてから納品までに要する期間を通常の物品調達の場合と比較して2週間程度短縮するなど、調達手続の簡素化を図った。
・令和3～6年度の単価契約件数：908件
- ②物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。
【調達手続きに要する事務量の節減】
農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)及び国際農林水産業研究センター(JIRCAS)との共同調達を実施するとともに、支所等においても地域農業研究センターと共同調達を実施するなど、調達手続に要する事務の軽減を図った。
・令和3～6年度の共同調達件数：229件
- ③複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。
【調達手続きに要する事務量の節減】
施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等を複数年契約に移行することにより、調達手続に要する事務の軽減を図った。
・令和3～6年度の複数年契約：356件
- イ 一者応札・応募の改善
一者応札・応募となっている調達について、①～⑤の取組を行うことにより、適正な調達を実施した。
- ①入札審査委員会による事前審査の実施
【審査件数】
入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。
・令和3～6年度の入札審査委員会による審査件数：研究開発業務402回634件、水源林造成業務等202回403件、森林保険業務9回9件
- ②調達見通しを早期にウェブサイトで公表
【公表件数】
調達見通し一覧を作成してウェブサイトで公表する取組について、公表時期を早めて実施した。
・令和3～6年度のウェブサイトでの公表件数：研究開発業務531件、水源林造成業務等419件、森林保険業務9件
- ③入札説明書受領者へのアンケートの実施と結果の分析
【アンケート実施件数】
入札説明書受領者へのアンケートにより、仕様書における競争性確保のための条件等について分析し、機器の性能範囲などについて可能な範囲で緩和するとともに、入札参加資格等級を拡大するなど次回の同種案件への参考とした。
・令和3～6年度のアンケート実施件数：一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を聴き取り等により調査を行った。研究開発業務228件、水源林造成業務等51件、森林保険業務0件
- ④入札に参加しやすい環境を作るため、ウェブサイトから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの実施、及び契約履行における参考資料の閲覧

イ 一者応札・応募の改善については、入札審査委員会の活用、調達見通し一覧の公表時期の早期化、入札説明書受領者へのアンケートの実施と結果の分析、ウェブサイトからの仕様書のダウンロード、仕様書における業務内容の明確化を図り、応札しやすい環境を整備できた。

	【仕様書等のアップロード件数及びダウンロード件数】 ウェブサイト上から仕様書をダウンロードできる仕組みを実施し、入札に参加しやすい環境づくりに努めた。また、応札資料の送付について、電子メールでの依頼にも対応した。 ・令和3～6年度の仕様書等のアップロード件数：研究開発業務 585 件、水源林造成業務等 277 件、森林保険業務 11 件 ・令和3～6年度の仕様書等のダウンロード件数：研究開発業務 37,887 件、水源林造成業務等 5,336 件、森林保険業務 1,523 件 ⑤仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様作成に努めるよう職員へ周知 【仕様書の作成】 仕様書作成過程において、職員に対し、打合せ等により業務内容を明確に記載するとともに、仕様書の書きぶりを揃えること、規格等を必要最低限の内容で作成するなどにより周知した。 ウ 特例随意契約の導入 【特例随意契約による調達手続きの導入】 「国立研究開発法人の調達に係る事務について(Ｒ3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」に基づき、研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、令和5年度から他法人の導入状況を参考に関係規程の整備のほか事務マニュアル作成、調達情報ウェブサイトの改修を検討し、令和6年8月から「国立研究開発法人特例随意契約」制度を導入した。導入後における対象となる調達案件については、公正性を確保しつつ積極的に本制度を適用し、調達に要する期間短縮を図った。 (3) 調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底を図るため、以下の取組を行った。 ア 検収の徹底 【監査室による点検実績等】 不適正経理処理の発生を未然に防止するため、契約業者から納品される調達対象物品等は全て検収担当職員が検収を行い、検査調書(又は検査関係書類)を作成した。また、検収の徹底状況及び物品の使用状況について内部監査を実施した。 イ 研究費執行マニュアルの改定等 【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】 預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施した。 「研究費の使用に関するハンドブック」を改定した(Ｒ3～6年度毎年4月及び10月)。 また、以下について、最新の状況を踏まえ注意点の追加等の改定を行い、不正防止に関する教育研修及び事務説明会を全役職員を対象	ウ 特例随意契約の対象となる調達案件については、公正性を確保しつつ積極的に特例随意契約制度を適用し、一般競争入札方式に比べ調達に要する期間短縮が図られた。 また、調達に関するガバナンスの徹底については以下の取組を行うことにより、研究費の不正使用と思われる事案の指摘はなかった。 ・検収体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達物品等は全て検収担当職員が検収を行う取組を実施。 ・内部監査により検収の徹底状況及び物品の使用状況を把握。 ・研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを改定するとともに調達担当職員及び研究員に対する研修を実施。 ・研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うため、「コンプライアンス・ハンドブック」を必要に応じて改定し、職員に周知徹底。 ・随契審査委員会による事前の点検により、随意契約理由や競争による契約の可否を審査。
--	---	---

		に毎年開催するとともに、eラーニングシステムを活用して意識の向上を図った。 ・公的研究費等の不正防止に向けて ・公的研究費の事務手引き ・科学研究費助成事業(科研費)経理事務手引き ・「農林水産研究委託事業」に係る事務手引きについて ・「生研支援センター委託事業」に係る事務手引きについて ウ コンプライアンス・ハンドブックの改定等 【コンプライアンス・ハンドブックの改定等】 研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、コンプライアンス・ハンドブックを必要に応じて改定し、周知徹底を図った。 また、発注事務的確な実施にあたり入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解を深めるため、発注事務を担当する役職員(非常勤職員を含む)を対象に「発注者綱紀保持に関する研修」を毎年実施した。 エ 随契審査委員会による点検 【随契審査委員会による事前点検実績等】 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随契審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 (評価指標) 2 契約監視委員会を年2回以上適時行っていること。 毎年度、契約監視委員会を年2回開催して、調達等合理化計画の策定案、随意契約及び一者応札・応募案件の状況について審査を行い、透明性、公平性が確保されていることを確認した。また、特例随意契約制度実施に伴う規程の整備、適用案件の事前承認、事後確認について実施した。	<評価の視点> ・契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進しているか。 各年度2回の契約監視委員会による審査により調達におけるガバナンスを徹底できた。
			<課題と対応> 引き続き、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。
主務大臣による評価			
(見込評価)			評価 B
<評定に至った理由> 毎年度策定する「調達等合理化計画」を踏まえ、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を確実に実施しているか、契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進しているかという評価の視点に照らし、毎年度策定する「調達等合理化計画」を踏まえ調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底、契約の公正性・透明性の確保など中長期計画に基づく取組が着実に実施されており、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評定をBとしていることから「B」評定とする。 <今後の課題> 引き続き調達の合理化に取り組むことを期待する。			

(期間実績評価)	評価	
4. その他参考情報		
特になし。		

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	第2 業務運営の効率化に関する事項 3 業務の電子化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑨ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
事務手続の電子化状況	—	—	電子決裁を含めた文書 管理システムを導入	財務会計システムの更新に 着手	水源林造成業務に係る事務 処理のシステム化を推進	ネットワークスイッチ更新 等によるセキュリティ強化		

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
・電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図っているか。 ・電子化による労働環境の改善及び利便性の向上に努めているか。		1 事務手続の電子化状況 2 テレワーク等の多様な勤務形態の実施状況	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第4 業務運営の効率化に関する事項 3 業務の電子化 国内外で新たなデジタル技術を活用した変革(デジタルトランスフォーメーション)が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理	第3 業務運営の効率化に関する事項 3 業務の電子化 国内外で新たなデジタル技術を活用した変革(デジタルトランスフォーメーション)が進んでいることを踏まえ、電子決裁を含めた文書管理システムの本格的導入や水源林造成業務に係る各種手続のオンライン化、森林保険業務に係るタブレット端末向けの損害調査システムの実用化等により、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への	(評価指標) 1 事務手続の電子化状況 ・電子決裁を含めた文書管理システム及び就業管理システムを導入した(各業務：R3)。 ・研究開発業務において、各会議室等への無線LANアクセスポイントの設置及び支給端末に対する認証システム導入により、会議資料のペーパーレス化やウェブ会議の開催基盤として整備した(研究開発業務：R3)。 ・タブレット端末を利用した損害調査等システムの実証を進めた(タブレット端末アプリの共同開発、操作性の向上)(森林保険業務：R3、4)。 ・電子決裁による業務の効率化を図るため、次期財務会計システム要件定義を策定した(研究開発業務：R4)。 ・水源林造成業務において、造林者が作成した実施計画書等をオンライン上で申請・承認を行える仕組みを整備、経理処理の電子決裁機能の追加、契約関係書類の作成や販売実績の集計等に係る一部業務のシステム化を実	<評定と根拠> 評定：B 根拠： デジタル技術を活用した電子化の推進等、情報システムや重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保、在宅勤務制度の改善による業務運営基盤の強化など着実にを行い、期間中の中長期計画を達成できる見込であると認められることから、自己評価は「B」とする。 <評価の視点> 電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図っているか。 各種会議等のペーパーレス化については、各会議室等への無線LANアクセスポイントの設置及び支給端末に対する認証システム導入により、会議資料のペーパーレス化やウェブ会議を使った会議が主流となり、また、多くの申請書がイントラネットの機能を活用した電子申請が可能となるなど、業務の電子化に取り組んだ結果、ペーパーレス化が大きく推進した。 あわせてPMO(Portfolio Management Office)を中心として機構の内外に提供する各種情報システムの整備・管理・充実に引き続き取り組むとともに、ネットワーク接続機器の入れ替えを実施するなど、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢

の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。	不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。 これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。	施した（水源林造成業務：R4、5）。 ・損害調査の効率化を促進するため UAV（ドローン）による損害調査データの収集と分析を進め、画像データのロスを減らす撮影条件についてのデータを整理した（森林保険業務：R6）。 ・水源林造成業務及び森林保険業務においては、業務の効率化を図るため、ノート型 PC 端末の導入や会議室の無線 LAN 化等により、会議・業務のペーパーレス化や外出先・在宅時での効率的な業務環境の整備を実施した（水源林造成業務及び森林保険業務：R6）。 ・基幹 LAN システムについて情報セキュリティの確保に係るリスクを低減する目的でネットワーク接続機器の入れ替えを実施し、あわせて無線接続について IEEE802.1X 方式による認証強化を図った（研究開発業務：R6）。 ・有線接続に係る同様の認証強化を図る（研究開発業務：R7）。 ・従来から情報システムの導入・運用する各部署を支援してきた森林総合研究所企画部研究情報科を機構の PMO（Portfolio Management Office）として定め、情報システムの更新の検討等に取り組んだほか、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定に対応して機構の情報セキュリティポリシーを改定した（R6）。 （評価指標） 2 テレワーク等の多様な勤務形態の実施状況 ・在宅勤務制度の運用開始に伴い、リモートアクセスツールの利用拡大を図るなど在宅勤務の環境改善を図った（各業務：R3）。 ・在宅勤務制度の申請可能期間を変更（1 か月から 6 か月）、事務負担を大幅に軽減した（各業務：R4）。 ・業務運営を効率的に実施する手段として在宅勤務制度の適用拡大を図り、一般職等への運用を促進した（各業務：R5）。 ・在宅勤務制度を改善（在宅勤務手当の導入：R7）し、在宅勤務を多くの職員が活用できる環境整備を図った（各業務：R6）。	性を確保する取組を実施し、セキュリティ強化を図った。 <評価の視点> 電子化による労働環境の改善及び利便性の向上に努めているか。 多様で柔軟な働き方としての在宅勤務制度を導入し、その手続きの簡素化、対象者等適用範囲の拡大、手当の新設など、着実に在宅勤務制度の導入を進めてきたことにより、柔軟な労働環境を整備することができた。 また、在宅勤務制度の導入は、今後想定される新たな感染症や自然災害の発生時にも業務継続性の確保につながり、業務運営基盤の強化を推進することができた。
			<課題と対応> 機構全体として効率化を図るため、各部門で導入している各種業務用システムについて、必要となる経費の措置状況やセキュリティ対策も踏まえ検討を今後も進めていく。 事務手続きの電子化を更に推進するとともに、多様で柔軟な労働環境を確保するため、制度や周辺機器の充実、整備を進める。
主務大臣による評価			
(見込評価)			評価
＜評定に至った理由＞ 電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図っているか、電子化による労働環境の改善及び利便性の向上に努めているかという評価の視点に照らし、デジタル技術を活用した電子化の推進、情報システムや重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性の確保、在宅勤務制度の改善による業務運営基盤の強化など中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評定を B としていることから「B」評定とする。			B
＜今後の課題＞ 引き続き DX の推進に取り組むことを期待する。			

(期間実績評価)	評価	
4. その他参考情報		
特になし。		

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第3-1	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発業務			
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-① 行政事業レビューシート予算事業ID：003329	

2. 主要な経年データ														
指標等	達成 目標	基準値 (※1)		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		(参考情 報) 当該 年度まで の累積値 等、必要 な情報
評価指標 3 に係るもの														
外部研究資金の実績（〔件〕、〔百万円〕）※2		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総計 内訳	政府受託	191	1,407	209	1,261	229	1,480	234	1,584	236	1,793			
	その他の受託研究	10	343	9	407	13	536	11	340	15	411			
	助成研究	30	559	25	330	26	339	25	675	23	669			
	科学研究費助成事業	10	13	10	15	6	10	16	18	11	28			
	研究開発補助金	131	365	154	392	163	452	166	452	169	499			
		10	127	11	117	21	144	16	99	18	184			
政府受託の実績（〔件〕、〔百万円〕）		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総計 内訳	林野庁	10	343	9	407	13	536	11	340	15	411			
	農林水産技術会議	2	51	2	50	4	66	3	61	7	93			
	環境省	7	274	6	337	7	430	7	258	7	299			
	食料産業局	1	19	1	20	2	39	1	20	1	20			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
競争的資金等への応募件数と新規採択件数〔件〕※3		応募	新規採択	応募	新規採択	応募	新規採択	応募	新規採択	応募	新規採択	応募	新規採択	
総数 内訳	科学研究費助成事業	204	47	222	59	206	60	241	51	207	58			
	研究活動スタート支援	183	42	195	53	184	51	220	48	195	57			
	科学技術振興機構（JST）	2	1	8	4	8	4	6	2	1	0			
	環境研究総合推進費	5	1	3	1	4	0	5	0	2	1			
	地球環境保全等試験研究費	4	2	11	0	7	1	7	1	7	0			
	イノベーション創出強化研究推進事業	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0			
		9	1	9	1	9	4	2	0	2	0			
評価指標 4 に係るもの														
特許料、入場料等の自己収入実績〔百万円〕			収入実績		収入実績		収入実績		収入実績		収入実績		収入実績	
総計 内訳	依頼出張経費	—	29	—	35	—	41	—	41	—	38	—		
	入場料	—	14	—	16	—	20	—	19	—	16	—		
		—	0	—	5	—	7	—	4	—	1	—		

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

鑑定・試験業務		—	2	—	3	—	4	—	4	—	8	—		
林木育種		—	10	—	7	—	7	—	9	—	10	—		
財産賃貸収入		—	1	—	1	—	1	—	1	—	1	—		
特許料		—	2	—	3	—	2	—	4	—	2	—		
評価指標5に係るもの														
施設利用料の収入実績(百万円)		—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—		

※1 前中長期目標期間の最終年度の値

※2 代表課題のみ。

※3 代表課題のみ。応募から採択までの間に年度をまたぐ場合があるため、新規採択件数は当年度開始の課題数であり、前年度応募された件数を含む。

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価指標	
・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか。それに従って運営されているか。 ・受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているか。		1 予算配分方針と実績 2 セグメント情報の開示状況 3 外部研究資金の実績 4 特許料、入場料等の自己収入実績 5 施設利用料の収入実績	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第5 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発業務	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 研究開発業務	（評価指標） 1 予算配分方針と実績 中長期目標に定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業のまとまりとし、その下に設定された戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算と実績管理を行った。 2 セグメント情報の開示状況 中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、適切にセグメントを設定し、各年度財務諸表にセグメント情報を開示した。 3 外部研究資金の実績 農林水産省の「『知』の集積と活用」の場」産学官連携推進協議会において、当機構及び機構職員が中心となって設立した研究開発プラットフォームを経由してイノベーション創出強化研究推進事業に応募を行い4件採択されるなど中長期期間中に同事業は合計6件が採択された。令和4年度にNEDO グリーンイノベーション基金の課題が採択され、外部研究資金額が	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 中長期目標に定められた戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算と実績管理を適切に実施するとともに着実に外部研究資金を獲得したことなどにより、中長期計画を達成できる見込みであることから、自己評価は「B」とする。 <評価の視点> 業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか。それに従って運営されているか。 中長期目標に定められた戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算と実績管理を適切に実施した。 適切にセグメントを設定し、財務諸表にセグメント情報を開示した。 <評価の視点> 受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているか。 外部研究資金の獲得については、NEDO グリーンイノベーション基金、内閣府 BRIDGE 予算や PRISM、みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業、イ
独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。 また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関	運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。 また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。 さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。		
	短期借入金の限度額 13 億円 (想定される理由)		

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。	運営費交付金の受入の遅延等に対応するため 剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充当する。 積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	増加した(R5年度契約額:204,102千円、R6年度契約額402,649千円)。 さらに、内閣府PRISMやBRIDGE、みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業、林野庁委託事業、林野庁補助事業等も獲得し、令和5年度には大型の科学研究費への応募を促進するセミナーを行い、令和6年度に基盤研究Aに4件採択されるなど、大型資金の獲得を推進した。 4 特許料、入場料等の自己収入実績 ・依頼試験、分析や鑑定書の発行、受託出張について規程に基づく適切な見積、経費請求を行うことにより、受益者負担の適正化に努めた。 ・特許実施料の拡大のため、知財マネジメントに関するセミナーを開催し権利化等に関する知識の蓄積に取り組んだ。 ・苗木配布等による収入や、当機構の土地と建物の利用料といった財産賃貸収入等の自己収入を獲得した。 ・多摩森林科学園の入場料収入は、新型コロナウイルス感染症と自然災害の影響で閉園期間があったため伸びなかった。 5 施設利用料の収入実績 ・施設利用料の収入実績は、財産賃貸収入の一部として建物利用料を計上しており、業務に支障の無い範囲で実験室を賃貸し、利用料を得た。 6 短期借入金の限度額 該当なし。 7 剰余金の使途 該当なし。 8 積立金の処分 前中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、現中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産(研究用機器等)の減価償却に要する費用等に令和3年度から令和6年度までで127,901千円を充当し、収支の均衡を図った。	ベーション創出強化研究推進事業、林野庁補助事業等に着実に獲得したほか、科学研究費助成事業の基盤研究Aの採択が増加し、堅調に推移した。 また、自己収入についても、知財部門の組織改編によって知財収入の拡大を図った。
主務大臣による評価 (見込評価)			<課題と対応> 今中長期計画では、外部資金プロジェクトの獲得に向けて様々な取組をおこなってきた。特にNEDOのグリーンイノベーション基金の獲得は非常に大きかった。大型の科学研究費への応募を促進するセミナーを行い、額の大きい基盤研究A等の獲得件数は伸びている。産学官民を結集した総合的なプロジェクトの獲得についても、応募・獲得件数を増やしていくための取組が引き続き必要であり、それには研究者のスキルアップのみならず、企画部等支援部門の充実も図っていく必要がある。
			評価 B
<評定に至った理由> 財務内容の改善に関する事項のうち研究開発業務については、業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか、それに従って運営されているか、受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているかという評価の視点に照らし、中長期目標に定められた戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算及び実績の管理を適切に実施するとともに外部研究資金の獲得、知財部門の組織改編を行い知財収入の拡大に向けた取組を行うなど中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、中長期期間中の目標を達成できる			

見込であると認められること、かつ毎年度の評定をBとしていることから「B」評定とする。

<今後の課題>

引き続き外部研究資金の獲得及び自己収入の拡大に向けた取組を推進することを期待する。

(期間実績評価)	評定	
----------	----	--

4. その他参考情報

(単位：百万円、%)

	3年度末 (初年度)	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	104	65	43	34	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	90	77	56	215	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	287	675	1,230	1,182	
当期の運営費交付金交付額(a)	10,449	10,276	10,200	10,804	
うち年度末残高(b)	287	675	1,230	1,182	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	2.75%	6.57%	12.06%	10.94%	

(注1) 平成30年3月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。

(注2) 最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。

(注3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越される。)。

(注4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	第3 財務内容の改善に関する事項 2 水源林造成業務等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-19 行政事業レビューシート予算事業ID：003347、003351

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
長期借入金の償還額〔百万円〕 (水源林造成事業)	448億円/5年	14,919	9,602	9,344	9,112	8,655		借入額を圧縮したため償還額が減少の見込み
長期借入金の償還額〔百万円〕 (特定中山間保全整備事業等)	112億円/5年		3,619	2,770	2,265	1,689		
立木の販売面積〔ha〕	上限 74,000 ha/5年	2,687	2,764	2,610	2,532	2,423		
積立金の処分額〔百万円〕 (水源林勘定)	—	—	345	375	525	587		
積立金の処分額〔百万円〕 (特定地域整備等勘定)	—	—	68	52	52	49		

※1 前中長期目標期間の最終年度値

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価指標	
1 水源林造成業務 ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 2 特定中山間保全整備事業等 ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。		1 水源林造成業務 ・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額 ・債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。 2 特定中山間保全整備事業等 ・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第5 財務内容の改善に関する事項	第4 予算、収支計画及び資金計画		<評定と根拠> 評定：B 根拠： 長期借入金の償還に係る目標額を達成できる見込みであること、一般管理費の節減目標を達成できる見込みであることから、自己評価は「B」とする。

2 水源林造成業務 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(令和3年4月1日から令和8年3月31日)中に長期借入金について448億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。	2 水源林造成業務 当期中長期目標期間中に長期借入金について448億円を確実に償還する。 また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。	(評価指標) 1 水源林造成業務 ・当期中長期目標期間中(各年度)の償還計画に対する長期借入金の償還額 長期借入金については、借入額を圧縮したことにより、中長期計画に基づく償還計画額より減少した447億円を確実に償還できる見込みである。 ・債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表 水源林造成業務については、最新の木材価格のデータに基づき債務返済に関する試算等を行い、「水源林造成業務リスク管理委員会」において長期借入金等の償還見通しについて確実に償還されていく見込みであることが確認された。なお、試算結果等については、各年度ウェブサイト上に公表した。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く)については、一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。この結果、特定中山間保全整備事業等とあわせて、令和3年度から令和6年度までで、毎年度対前年度比3%の抑制を行っていく場合の目標値を下回り、中長期計画に掲げた削減目標である毎年度平均で対前年度比3%の削減を達成した。 ・不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売面積、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売面積は、計画対象面積の範囲内で適正な処理を行った。 ・剰余金の使途 該当なし。 ・積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当した。	(評価指標) 2 特定中山間保全整備事業等 ・当期中長期目標期間中(各年度)の償還計画に対する長期借入金の償還額 長期借入金の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、関係道府県及び受益者から、負担金等を全額徴収できる見込みであり、長期借入金112億円を確実に償還できる見込みである。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成が	<評価の視点> 1 水源林造成業務 ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 長期借入金については、計画どおり確実に償還した。今後も確実に償還できる見込みである。 また、前提条件を直近のデータに置き換えて予定長期収支の試算を行い、確実に償還がなされることを確認し、試算結果等について公表した。引き続き取組を継続する予定である。 一般管理費について、事務経費の節減等により目標を上回る節減率を達成できる見込みである。 不要財産以外の重要な財産の譲渡について、中長期計画で示した計画対象面積の上限面積の範囲内で処理を行った。引き続き、適正な処理を行う予定である。 水源林勘定において、今計画期間中は剰余金を使っておらず、令和7年度の予定もないことから、評価すべき点はなかった。 水源林勘定において、積立金を定められた使途に充当した。引き続き、適正な処分を行う予定である。 <評価の視点> 2 特定中山間保全整備事業等 ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収の実施により長期借入金を確実に償還した。今後も確実に償還できる見込みである。
4 特定中山間保全整備事業等 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(令和3年4月1日から令和8年3月31日)中に長期借入金について112億円を確実に償還する。	4 特定中山間保全整備事業等 当期中長期目標期間中に長期借入金について112億円を確実に償還する。 ○ 短期借入金の限度額 特定中山間保全整備事業等9億円 (想定される理由) 一時的な資金不足 ○ 不要財産以外の重要な財産			

	の譲渡に関する計画 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 （計画対象面積の上限）74,000ha ○ 剰余金の使途 1 水源林勘定 剰余金は、借入金利息等に充当する。 2 特定地域整備等勘定 剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。 ○ 積立金の処分 1 水源林勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。 2 特定地域整備等勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。	なされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。 一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く）については、一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。この結果、水源林造成業務とあわせて、令和3年度から令和6年度までで毎年度対前年度比3%の抑制を行っていく場合の目標値を下回り、中長期計画に掲げた節減目標の毎年度平均で対前年度比3%の節減を達成した。 ・短期借入金の限度額 該当なし。 ・剰余金の使途 該当なし。 ・積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金の償還に要する費用に充当した。	一般管理費について、事務経費の節減などにより目標を上回る節減率を達成することができる見込みである。 短期借入金の借入を行っておらず、令和7年度の手定もないことから、評価すべき点はなかった。 特定地域整備等勘定において、今計画期間中は剰余金を使っておらず、令和7年度の手定もないことから、評価すべき点はなかった。 特定地域整備等勘定において、積立金を定められた使途に充当した。引き続き、適正な処分を行う予定である。
			<課題と対応> 引き続き、財務内容の改善を図るため、長期借入金の着実な償還など事務手続きを適正に処理していく必要がある。
主務大臣による評価（見込評価）			
<評価に至った理由> 長期借入金の償還や債務返済に関する試算の公表など計画事項が確実に実施されており、評価の視点に照らし、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評価をBとしていることから「B」評価とする。 <今後の課題> 引き続き、財務内容の改善に向けた着実な取組を期待する。		評価	B
（期間実績評価）		評価	

4. その他参考情報

① 水源林勘定

(単位: 百万円、%)

	3 年度末 (初年度)	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末 (最終年度)
前期中(長) 期目標期間繰越積立金	2,159	1,785	1,260	673	
目的積立金	0	0	0	0	
積立金	897	1,670	2,389	3,072	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0	0	
運営費交付金債務	0	0	0	0	
当期の運営費交付金交付額 (a)	0	0	0	0	
うち年度末残高 (b)	0	0	0	0	
当期運営費交付金残存率 (b÷a) [%]	0	0	0	0	

(注1) 平成30年3月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。

(注2) 最終年度における「前期中(長) 期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長) 期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残高を積立金に振り替える前の額を記載。

(注3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中(長) 期目標期間に繰り越される。)。

(注4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

② 特定地域整備等勘定

(単位: 百万円、%)

	3 年度末 (初年度)	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末 (最終年度)
前期中(長) 期目標期間繰越積立金	1,218	1,166	1,114	1,065	
目的積立金	0	0	0	0	
積立金	86	151	180	208	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0	0	
運営費交付金債務	0	0	0	0	
当期の運営費交付金交付額 (a)	0	0	0	0	
うち年度末残高 (b)	0	0	0	0	
当期運営費交付金残存率 (b÷a) [%]	0	0	0	0	

(注1) 平成30年3月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。

(注2) 最終年度における「前期中(長) 期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長) 期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残高を積立金に振り替える前の額を記載。

(注3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中(長) 期目標期間に繰り越される。)。

(注4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	第3 財務内容の改善に関する事項 3 森林保険業務		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 （※1）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	（参考情報） 当年度までの累積値 等、必要な情報
保険料収入 [千円]	—	1,811,900	1,721,456	1,701,675	1,693,579	1,591,160		
うちⅠ年齢級の額 [千円]	—	166,984	162,081	173,451	182,428	168,913		

※1 前中長期目標期間の最終年度の実績値

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価指標	
<評価の視点1> ・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。 <評価の視点2> ・森林保険業務の安定的な運営に向け、中長期目標の第3の3（2）に基づく効果的な加入促進等による保険料収入の安定確保に向けた取組を行っているか。		（評価指標1） 1 毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告していること。 （評価指標2） 1 中長期目標の第3の3（2）制度の普及と加入促進に準じた内容 2 保険料収入の額及びうちⅠ年齢級の額	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第5 財務内容の改善に関する事項 3 森林保険業務 （1）積立金の規模の妥当性の検証 外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自	第4 予算、収支計画及び資金計画 3 森林保険業務 （1）積立金の規模の妥当性の検証 外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林	（評価指標1） 1 毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告していること。 積立金の規模の妥当性の検証については、外部有識者等により構成される「森林保険センター統合リスク管理委員会」を毎年度開催して専門的な見地から点検を実施し、その結果を農林水産大臣へ報告した。 令和7年度においても同様の取組を行う予定である。	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 積立金の規模の妥当性を毎年度検証し、保険料収入の安定確保に向けて効果的な加入促進等に取り組み、中長期計画に掲げた事項を確実に実施できる見込みであることから、自己評価は「B」評定とする。 <評価の視点1> ・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。 中長期計画における計画事項については、全て確実に実施した。 外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を適時適切に行い、その結果を遅滞なく農林水産大臣に報告した。

然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。 (2)保険料収入の安定確保に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。	の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 (2) 保険料収入の安定確保に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。	(評価指標2) 1 中長期目標の第3の3(2)制度の普及と加入促進に準じた内容 (中長期目標第3の3(2)制度の普及と加入促進の業務実績2及び3参照) 2 保険料収入の額及びうちI 齢級の額 近年、新植造林面積が増加傾向の中(H27:19千ha、H30:22千ha、R4:24千ha)、I 齢級は森林保険における事故率が高く、加入するメリットが大きいことから、都道府県や市町村等に対して毎年度重点的に普及・加入促進の取組を行った。その結果、全体の加入面積が減少する中、I 齢級の加入面積が増加し(R3:50,834ha、R4:51,391ha、R5:51,840ha、R6:52,435ha)、I 齢級の保険料収入についても、増加傾向で推移したが、令和6年度より適用された保険料率がほとんどの都道府県において下がった影響等を受け、令和6年度は令和4年度及び令和5年度より減少した。(R3:162百万円、R4:173百万円、R5:182百万円、R6:169百万円)。令和3年度から令和6年度までのI 齢級の平均保険料収入は172百万円となり、前中長期目標期間(H28~R2)の平均(135百万円)と比較して37百万円増加した。 なお、毎年度、森林保険普及・加入促進活動計画の各目標を大きく上回る取組を行ったことで、加入面積の減少幅は年平均20千ha(R3:571,296ha、R4:545,872ha、R5:525,828ha、R6:512,473ha)と、前中長期目標期間における加入面積の減少幅(年平均28千ha)よりも縮小している。 全体の保険料収入は、令和3年度1,721百万円、令和4年度1,702百万円、令和5年度1,694百万円、令和6年度1,591百万円と推移し、今期これまでの平均は1,677百万円となり、前中長期目標期間(H28~R2)の平均	<評価の視点2> ・森林保険業務の安定的な運営に向け、中長期目標の第3の3(2)に基づく効果的な加入促進等による保険料収入の安定確保に向けた取組を行っているか。 I 齢級について重点的に普及・加入促進の取組を行った結果、令和3年度から令和6年度までI 齢級の保険料収入は前中長期目標期間の平均と比較し、37百万円増加した。 全体の保険料収入は、1,700百万円台をおおむね維持した。
---	---	---	---

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

		1,781 百万円から 104 百万円の減少となった。 令和 7 年度についても、引き続き効果的な取組を行う予定である。（中長期目標第 3 の 3 （2）制度の普及と加入促進の業務実績 3 参照）	
			<課題と対応> 積立金の規模の妥当性については、今後も引き続き災害シナリオ等のシミュレーションによる検証を重ねていく必要がある。 保険料収入の増加に向けた取組については、様々な手段を講じつつ、不断の努力が不可欠であるため、これまで行ってきた加入促進活動の成果を分析し、さらに効果的な対策を講じる必要がある。
主務大臣による評価			
（見込評価）			評価 B
<評価に至った理由> 外部有識者等により構成される委員会における積立金の規模の妥当性の検証及び農林水産大臣への報告、保険料収入の安定確保に向けた加入促進活動が毎年度確実に実施されており、評価の視点に照らし、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評価を B としていることから「B」評価とする。 <今後の課題> 引き続き、財務内容の改善に向けた着実な取組を期待する。			
（期間実績評価）			評価
4. その他参考情報			
特になし。			

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	第3 財務内容の改善に関する事項 4 保有資産の処分		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑨ 行政事業レビューシート予算事業ID：003347、003351

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、 必要な情報
職員宿舍第1号 (杉並区和田)	—	—			関係機関と今中長期 目標期間内に国庫納 付できるよう調整	関係機関と今中長期 目標期間内に国庫納 付できるよう調整		
職員宿舍第16号 (豊島区池袋)	—	—	関係機関と令和4年 度に国庫納付できる よう調整	国庫返納(現物納 付)の実施				
取手宿舍(取手 市)	—	—			関係機関と今中長期 目標期間内に国庫納 付できるよう調整	関係機関と今中長期 目標期間内に国庫納 付できるよう調整		

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
・保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。		1 保有資産の点検及び処分状況	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第5 財務内容の改善に関する事項 5 保有資産の処分 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性	第4 予算、収支計画及び資金計画 8 保有資産の処分 「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う(研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。)。保有資産の見直しについては、	(評価指標) 保有資産の点検及び処分状況 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(H26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知)に基づき、保有している施設について、保有資産検討委員会において、保有資産の点検、利用状況の確認等を行った。 令和4年度には、職員宿舍第16号(豊島区池袋)について、国への返	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 保有資産検討委員会において、保有資産の点検、利用状況の確認等を行い、保有の必要性について見直した。これにより処分することとなった保有資産については所期の目標を達成する見込みであると認められる進捗であることから、自己評価は「B」とする。 <評価の視点> 保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。 「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(H26年9月2日付け総管査第263号

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。 特に、職員宿舍第1号（杉並区和田）、職員宿舍第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。	「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。 特定地域整備等勘定 職員宿舍第1号（杉並区和田）、職員宿舎第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。	納措置を行った。また、令和7年度には、職員宿舎第1号（杉並区和田）及び取手宿舎（取手市）について、国への返納措置を行う見込みである。 以上の取組により、中長期計画を達成できる見込みである。	総務省行政管理局長通知）に基づき、保有資産検討委員会において、保有資産の点検、利用状況の確認等を行い、保有の必要性について見直した。これにより処分することとなった保有資産については、計画どおり処分する見込みである。
			<課題と対応> 引き続き計画的に保有資産の見直しを行う必要がある。
主務大臣による評価			
(見込評価)			評価B
<評価に至った理由> 保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているかという評価の視点に照らし、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点的点について」（H26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有資産検討委員会において保有の必要性について見直し、これにより処分することとなった保有資産についての処分が進められている。中長期計画に基づいた取組を着実に実施しており、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評価をBとしていることから「B」評定とする。			
<今後の課題> 引き続き計画的に保有資産の見直しに取り組むことを期待する。			
(期間実績評価)			評価

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び設備に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-① 行政事業レビューシート予算事業ID：003329

2. 主要な経年データ							
指標等	基準値 (※)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
設備整備件数 [件]	2	3	9	6	13		
うち補正予算による整備件数 [件]	－	1	4	4	6		
設備整備金額 [千円]	214,318	30,354	526,747	1,243,739	1,493,417		
うち補正予算による整備金額 [千円]	－	517	185,376	930,000	1,069,000		

※ 前中長期目標期間最終年度値

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
・温室効果ガスの排出削減に資する省エネの推進、維持管理経費の節減に向けて老朽化が進んだ施設・設備の必要性・緊急性及び共同利用の可能性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、整備計画を適切に策定し、取組が行われているか。		1 省エネの推進、維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進の観点からの施設及び設備整備の実施状況	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び設備に関する事項 地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」(平成 27 年 7 月 17 日)及び「日本の NDC(国が決定する貢献)」(令和 2 年 3 月 30 日)を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築	第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等 1 施設及び設備に関する計画 地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」(平成 27 年 7 月 17 日)及び「日本の NDC(国が決定する貢献)」(令和 2 年 3 月 30 日)を踏まえ、維持・管理経費節減の観点も含め、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エ	(評価指標) 1 省エネの推進、維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進の観点からの施設及び設備整備の実施状況 24 時間稼働設備の集約化、ボイラー設定温度の見直し、発電機稼働による電気使用量のピークカット対応、冷暖房設備の稼働時間短縮等によるエネルギー使用量の削減による省エネ化、職員啓発として毎日の使用電力量	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 省エネ及び維持管理経費節減や老朽化施設の整備を推進するため、整備計画を策定し計画的に実施した。各年度の施設整備についても着実に実施してきており、中長期計画を達成できる見込であると認められるため、自己評価は「B」とする。 <評価の視点> ・温室効果ガスの排出削減に資する省エネの推進、維持管理経費の節減に向けて老朽化が進んだ施設・設備の必要性・緊急性及び共同利用の可能性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、整備計画を適切に策定し、取組が行われているか。

物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。

施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画(平成22年11月農林水産省策定)に基づき、木材利用を推進する。

ネ化(改修)や高効率照明等の導入を図るとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、老朽化が深刻な施設、設備の必要性・緊急性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、年度計画を策定し整備に努める。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。また、新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月農林水産省策定)に基づき、木材利用を推進する。

千代田苗畑について、苗畑管理に必要な事業用地として小規模介在地を取得する。苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備に努める。

研究開発用施設の整備・改修等の予定額:1,500±ε百万円
(注)「ε」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

の見える化等により維持・管理経費の節減を行った。

また、老朽化が深刻な施設や新たな研究開発推進の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、以下の整備を行った。

(令和3年度)

【令和3年度施設整備費実績額】

○林木育種センター原種増産施設整備【186,742千円】

特定母樹等の原種苗木の今後見込まれる需要の増大に対応するため、気温、日長、水分、CO₂等をコントロールし、原種苗木を従来よりも短期間により多く育成することができ温室等の整備費を獲得し、繰越し承認後、令和4年度に完成した。

○九州育種場給水施設整備【26,537千円】

原種苗木を生産する苗畑に給配水するための施設を更新した。

○エリートツリー等の原種苗木増産施設整備【185,893千円】

特定母樹等の原種苗木の今後見込まれる需要の増大に対応するため、気温、日長、水分、CO₂等をコントロールし、原種苗木を従来よりも短期間により多く育成することができ温室等の整備費を獲得し、繰越し承認後、令和4年度に完成した。

(令和4年度)

【令和4年度施設整備費実績額】

○木の酒研究棟整備【94,143千円】

「木の酒」の普及に向け、これまで分散して設置されていた製造機器類を集約化し、木材から木の酒まで一元的、効率的かつ衛生的に製造することが可能となる専用施設を整備した。なお、繰越し承認を受け、令和5年度に完成した。

○木質耐震・快適性工学実験棟ビルドインチャンバー更新【63,701千円】

老朽化により温湿度等の制御に不具合が生じていたビルドインチャンバー(生活の場に存在する木材及び木質空間が経験的に知られている人間の健康、情緒に良い影響を与える効果を科学的に解明するために、温湿度、照度等の環境を精密に制御できる人工気候室)について、より生活空間に近い実験環境を再現できる最新式のものに更新した。

○きのこ遺伝資源開発棟発生室改修【84,467千円】

今回の改修により、昼夜を模した温度制御が可能となり、トリュフに続きマツタケの人工栽培化を進めるとともに、原木栽培シイタケの放射能汚染対策等への活用を通じて、地方自治体等との連携協力が可能となる整備を行った。

○北海道支所研究本館他放送設備等更新【5,830千円】

当該放送設備は、「非常放送設備」及び「自動火災報知設備」として消防法で設置が義務づけられている設備であるが、経年劣化により動作不良が生じていたが、最新のものに更新したことにより、非常時に備えることが可能となる整備を行った。

○関西育種場四国増殖保存園原種苗木促成温室整備【74,520千円】

特定母樹等の原種苗木の今後見込まれる需要の増大に対応するため、気温、日長、水分、CO₂等をコントロールし、原種苗木を従来よりも短期間により多く育成することができ温室等の整備費を獲得し、繰越し承認後、令和5年度に整備した。

○東北育種場原種苗木促成温室整備【100,110千円】

特定母樹等の原種苗木の今後見込まれる需要の増大に対応するため、気

温室効果ガスの排出削減に資する省エネの推進については、24時間稼働設備の集約化、ボイラー設定温度の見直し、発電機稼働による電気使用量のピークカット対応、冷暖房設備の稼働時間短縮等によるエネルギー使用量の削減による省エネ化、職員啓発として毎日の使用電力量の見える化等により維持・管理経費の節減を着実にを行った。

また、施設・設備の必要性・緊急性及び共同利用の可能性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、木材利用の推進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、整備計画を適切に策定した。

各年度の施設整備を確実に実施してきており、計画どおり達成できる見込みである。

温、日長、水分、CO₂等をコントロールし、原種苗木を従来よりも短期間により多く育成することができる温室等の整備費を獲得し、繰越承認後、令和5年度に整備した。

(令和5年度)

【令和5年度施設整備費実績額】

○林木遺伝資源長期保存施設等整備【219,879千円】

希少な遺伝資源を長期保存し、試験・研究の用に資するために、研究材料の洗浄や乾燥処理等を行うクリーンルーム、恒温恒湿設備等を整備した。

○原種増産施設整備【85,152千円】

特定母樹等の原種苗木の今後見込まれる需要の増大に対応するため、気温、日長、水分、CO₂等をコントロールし、原種苗木を従来よりも短期間により多く育成することができる温室等の整備費を獲得した。なお、繰越承認後、令和6年度に整備した。

○林木育種センター原種増産施設整備【305,646千円】

花粉の少ない品種等の原種苗木の今後見込まれる需要の増大に対応するため、気温、日長、水分、CO₂等をコントロールし、原種苗木を従来よりも短期間により多く育成することができる温室等の整備費を獲得した。なお、繰越承認後、令和6年度に整備した。

○関西育種場原種増産施設整備【220,275千円】

花粉の少ない品種等の原種苗木の今後見込まれる需要の増大に対応するため、気温、日長、水分、CO₂等をコントロールし、原種苗木を従来よりも短期間により多く育成することができる温室等の整備費を獲得した。なお、繰越承認後、令和6年度に整備した。

○九州育種場原種増産施設整備【189,643千円】

花粉の少ない品種等の原種苗木の今後見込まれる需要の増大に対応するため、気温、日長、水分、CO₂等をコントロールし、原種苗木を従来よりも短期間により多く育成することができる温室等の整備費を獲得した。なお、繰越承認後、令和6年度に整備した。

○林木育種センター貯水施設改修【20,735千円】

原種増産施設等への必要十分かつ安定的な水供給能力を図るため、経年劣化・老朽化した貯水施設の改修費を獲得した。なお、繰越承認後、令和6年度に整備した。

(令和6年度)

【令和6年度施設整備費実績額】

○エネルギーセンター部分改修【193,139千円】

中央熱源方式から省エネが期待される個別熱源方式へ切り替える設計を発注した。なお、繰越承認後、令和7年度に整備を行う予定である。【繰越額 183,239千円】

○東北支所鳥獣実験室浄化槽更新の設計【2,137千円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ更新する設計業務を行った。

○多摩森林科学園森の科学館外壁等改修【40,141千円】

外壁材張替、防水等の改修を行った。

○原種増産施設冷蔵保存庫の整備(林木育種センター)【27,000千円】

原種苗木の生産期間の短縮及び計画的かつ安定的な供給に必要な冷蔵保存庫の整備を行った。

○原種増産施設冷蔵保存庫の整備(関西育種場)【26,000千円】

原種苗木の生産期間の短縮及び計画的かつ安定的な供給に必要な冷蔵保

在庫の整備を行った。
 ○原種増産施設冷蔵保存庫の整備(九州育種場)【26,000千円】
 原種苗木の生産期間の短縮及び計画的かつ安定的な供給に必要な冷蔵保存庫の整備を行った。
 ○遺伝子組換え実験棟閉鎖型温室改修【110,000千円】
 ゲノム編集による無花粉品種の開発期間短縮のための施設の空調機更新及び更新に伴う温室改修について、設計図を作成した。なお、繰越承認後、令和7年度に整備を行う予定である。【繰越額 107,140千円】
 ○人工気象実験棟整備【605,000千円】
 細胞増殖技術により、短期間での花粉の少ない苗木を大量に増産する技術の開発を加速するため、人工的に温度・湿度・日長・CO₂濃度を適切にコントロールできる温室に加え、実際の生産規模での実験を行うための設計を獲得した。なお、繰越承認後、令和7年度に整備を行う予定である。【繰越額 605,000千円】
 ○順化温室整備【119,000千円】
 細胞増殖技術により、短期間での花粉の少ない苗木を大量に増産する技術の開発を加速するため、増殖した幼苗を野外環境に適応させる「順化」に関する技術開発に使用するための設計を獲得した。なお、繰越承認後、令和7年度に整備を行う予定である。【繰越額 119,000千円】
 ○東北育種場奥羽増殖保存園原種苗木増殖温室整備【118,000千円】
 花粉の少ない品種の原種苗木の増産に対応するための施設(温室)整備費を獲得した。なお、繰越承認後、令和7年度に整備を行う予定である。【繰越額 118,000千円】
 ○関西育種場実験室等整備【70,000千円】
 耐震診断により「地震時に倒壊の可能性が高い」、「緊急に改修等の措置を講ずる必要がある」と評価され、実験室、事務所棟の筋交い耐力壁の取替等の耐震補強工事の整備費を獲得した。なお、繰越承認後、令和7年度に整備を行う予定である。【繰越額 70,000千円】
 ○九州育種場事務所棟等整備【27,000千円】
 耐震診断により「地震時に倒壊の可能性が高い」、「緊急に改修等の措置を講ずる必要がある」と評価され、事務所棟、会議室の筋交い耐力壁の取替等の耐震補強工事の整備費を獲得した。なお、繰越承認後、令和7年度に整備を行う予定である。【繰越額 27,000千円】
 ○森林バイオ研究センター組織培養棟整備【130,000千円】
 ゲノム編集技術を応用した成長に優れた無花粉品種の開発加速化のための施設整備費を獲得した。なお、繰越承認後、令和7年度に整備を行う予定である。【繰越額 130,000千円】

 (令和7年度)
 【令和7年度施設整備費】
 ○実験廃水処理設備改修【122,210千円】
 経年劣化により老朽化した動力盤及び制御盤の更新を行う予定である。
 ○研究本館特殊空調設備改修【77,440千円】
 経年劣化により老朽化した特殊空調設備を省エネ型への空調設備に更新予定である。
 ○関西支所研究本館等改修【58,080千円】
 経年劣化により雨漏り等が発生しているため、屋上防水を行う予定である。
 ○四国支所共同試料調整室等改修【108,942千円】

		築50年を経過し、建物及び設備の老朽化が著しいため、南海トラフ巨大地震に備えた耐震補強、屋上防水や外壁改修を行う予定である。 さらに、農林水産研究情報総合センターの活用等により重要成果を得るとともに、大学や農研機構等他機関の施設を利用することで、効率的に研究課題を推進した。また、内装やオフィス家具、施設内ベンチ、案内板等の木質化や研究棟をCLT(直交集成板)を含む木造で建設するなど木材利用を推進した。 千代田苗畑については、令和3年度に小規模介在地を取得したことにより、管理及び研究遂行を効率化した。また、苗畑・実験林・樹木園管理方針に基づき、敷地内の風倒木及び枯損木の処理を実施するとともに、隣接する敷地周辺関係者への安全確保の視点から敷地内老齢木・枯損木等の一斉点検を行い、特に危険なエリアを特定して伐採等を行った。 以上のことから、中長期計画を達成できる見込みである。	
			<課題と対応> 研究所・支所ともに施設設備の設置から50年近くが経過しており、建替や大規模修理を要する時期を迎えている。老朽化が深刻な施設、設備について、必要性・緊急性を考慮しつつ年度ごとに計画を策定し、予算を踏まえて実施する必要がある。
主務大臣による評価			
(見込評価)		評価	B
<評価に至った理由> 温室効果ガスの排出削減に資する省エネの推進、維持管理経費の節減に向けて老朽化が進んだ施設・設備の必要性・緊急性及び共同利用の可能性を考慮しつつ新たな研究開発の着実な推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ整備計画を適切に策定し取組が行われているかという評価の視点に照らし、エネルギー使用量の削減による省エネ化等による維持管理経費の節減、必要性・緊急性を考慮した効率的な施設の利活用と整備、CLT(直交集成板)を含む木質材料で建設するなど木材利用の推進など中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評価をBもしくはAとしていることから「B」評価とする。 <今後の課題> 施設設備後50年近く経過する中、老朽化が深刻な施設や設備について重点化や集約化についての検討を進め、法人に求められる機能を発揮する上で必要不可欠な更新・整備を、緊急性を考慮しつつ計画的に推進することを期待する。			
(期間実績評価)		評価	
4. その他参考情報			
特になし。			

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	第4 その他業務運営に関する重要事項 2 広報活動の促進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑰ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
ウェブサイト等による発信数								
研究成果 [件]	—	279	325	319	306	307		
その他 [件]	—	690	1,114	423	410	516		
研究所ウェブサイトへのアクセス数 [万件]	—	4,300	4,167	4,753	4,500	5,506		
評価指標2に係るもの								
プレスリリース数								
研究成果 [件]	—	28	31	44	34	37		
その他 [件]	—	15	15	7	13	13		
取材等の件数								
研究成果 [件]	—	—	242	181	261	282		
その他 [件]	—	—	39	61	75	25		
評価指標3に係るもの								
イベント等による取組内容 [回]	—	—	40	107	96	101		
評価指標4に係るもの								
マスコミ [件]	—	477	439	393	505	385		
その他 [件]	—	675	768	567	626	392		

※1 前中長期目標期間最終年度値

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
・法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。		1 ウェブサイト等による発信数及びアクセス数 2 プレスリリース数とそれに対応する取材等の件数 3 イベント等による取組内容 4 森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応件数	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項 2 広報活動の促進	第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等 3 広報活動の促進		<評定と根拠> 評定：A 根拠： 期間中、各年度の計画以上の取組を行ってきたことに加え、森林総研チャンネル(YouTube)や、X(旧 Twitter)

新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進す	新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を	(評価指標) 1 ウェブサイト等による発信数及びアクセス数 【機構全体】 ・機構公式ウェブサイトでは、各種情報やトップページの「新着情報」から各組織のタイムリーな情報を紹介するなど、積極的な情報発信を実施し	等ソーシャルメディアを駆使し、令和6年度の発信は前年度比3割増の416回実施し、小学生の自由研究の指導が昆虫学会誌に論文掲載に至った件に関する投稿は6万超、南鳥島における鳥類の生態系に関する投稿への反響は4万超等、外部からのアクセスや閲覧において顕著な実績を得た。 さらに、国内外に向けたシンポジウムや公開講演会の開催及びオンデマンド配信、学会・国際会議での研究成果の情報発信、COP29でのセミナーの開催、視察研修への対応等、様々な手法により広報活動を展開した。 国民への直接的な対応としては、マスコミ、一般市民、民間企業、関係団体、地方自治体等からの森林の生物や資源の利用に関する取材等の問合せに対応している。また、令和7年2～3月に相次いで発生した岩手県、岡山県、愛媛県等での林野火災に際しては、初期の緊迫した段階から連日の取材依頼に対応し、森林・林業・木材産業を総合的に扱う我が国の中核的な機関としてその能力を最大限活かし責務を果たしたことは特筆すべき取組である。これらの森林の多面的機能や林業・木材産業の振興及び木材利用の促進について多方面かつ幅広い世代の国民の理解の醸成を深める取組を展開したことは顕著な実績である。 そのほか、広報誌の配布先の充実や研究成果を取りまとめた様々な刊行物の発行、社会的に関心の高い花粉症対策に係る特集記事の掲載、森林保険に関する雑誌記事広告の掲載等、各業務において追加的な手法も含めた広報活動を展開した。 水源林造成業務では森林火災跡地の再生に関するJICA研修への貢献など国際的な展開を行った。新型コロナウイルス感染症のために各業務でイベントの開催が制限されたが、ウェブ開催に取り組み、その後も対面方式とウェブ方式のハイブリッド開催を実施した。国民からの要望の高い花粉症対策について、研究業務で無花粉スギの育種の成果をアピールするとともに、水源林業務では広報誌で花粉症対策を特集するなど、広く広報した。 森林保険業務では新たに公式キャラクターを作り森林保険の認知度向上に活用するなど、各業務でウェブサイト充実させるとともに、各業務で新規の取組を行った。 これらの新たな取組及びその成果を総合的に勘案し、自己評価は「A」とする。 <評価の視点> ・法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。 【機構全体】 ウェブサイトへのアクセスしやすさや分かりやすさ
--	--	--	---

るとともに、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。

このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。

推進する。また、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進するとともに、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。

利用者の使いやすさを考慮し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行うこととし、特に以下について重点的に取り組む。

研究開発業務については、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的試験研究機関として、森林や林業、木材利用、林木育種等に関して、一般市民を対象に施設公開等による交流型広報活動を積極的に実施するとともに、多岐にわたる研究活動及びその成果をウェブサイトや広報誌等を通して積極的に発信し、研究開発業務に関する国民各層の関心と理解の醸成を図る。水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等を実施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。

森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の

た。
・要覧、環境報告書、各業務の刊行物、ソーシャルメディア（Facebook、X、YouTube）へのアクセスしやすさの向上のため「機構の広報活動」のページにまとめて紹介するよう変更した。
・機構全体でのウェブサイトアクセス数は年平均で約4,732万件であった。
・機構で運用するソーシャルメディアの運用ポリシーをR5年度に見直し、トラブルの防止に努めた。
・令和7年度も引き続き、積極的な情報発信を実施する予定である。

【研究開発業務】

ウェブサイトやFacebookに加え、令和4年度から新たにX（旧Twitter）による情報発信を開始し、主催・後援するシンポジウムや一般公開などの各種イベントの告知及び研究成果を積極的に情報発信した（年平均発信数254件）。

1）ウェブサイト

・一般向けに研究職員の論文を分かりやすく紹介する「研究成果」を掲載した（年平均54件）。
・マスコミ等に向けたプレスリリースの内容を掲載した（年平均37件）。
・「木の酒」研究を始め、興味・関心の高い研究テーマごとの特設サイトを開設した。
・研究所の刊行物を随時掲載し、迅速に情報発信を行った。
・林木育種センターのウェブサイトや広報誌（林木育種情報等）を通じて活発な広報活動を推進し、森林・林業・林木育種に関する研究成果や研究者情報の発信を行った（R6：96件）。

2）ソーシャルメディア

・森林総研チャンネル（YouTube）では、毎年度、新たな動画を掲載した（年平均22本）。
・各年度の公開講演会の様子を森林総研チャンネルからオンデマンドで配信した。
・Facebook及びX（旧Twitter）により、イベントや研究成果などについて情報発信した。このうち、小学生の自由研究の指導が論文掲載につながった件に関する投稿は6万超、南鳥島における鳥類の生態系に関する投稿への反響は4万超など外部からのアクセスや閲覧において顕著な実績を得た。
・令和7年度も引き続き、こうした取組を実施する予定である。

【水源林造成業務】

・ウェブサイト（<https://www.green.go.jp>）において、水源林の公益的機能等に関する記事の掲載や実施している水源林造成事業の透明性を高めるため、令和3年度から令和5年度までの分収造林契約実績を公表した。
・水源林造成事業と地域との関わりや事業効果等について、具体的な事例を通じて分かりやすく紹介するため、令和4年度に水源林造成事業の近年の取組事例のサイトを新設した。また、令和5年度には、群馬県桐生市の森林火災跡地の再生の取組に関する特設サイトを新設するとともに、令

を意識し、工夫して運用するとともに、ソーシャルメディアサービスによるアクセス誘導や継続的な情報発信を行った結果、令和3～6年度のアクセス数の平均値は基準値を上回った（評価指標1）。

毎年、基準値を上回るプレスリリースを実施して、機構の研究成果や取組を広く周知した（評価指標2）。新型コロナウイルス感染症の流行時には実開催イベントが減少したが、オンラインを併用する等の取組を行い、各業務と連携して機構の取組を発信するための出展等を積極的に行った（評価指標3）。

【研究開発業務】

ウェブサイト、Facebook、X（旧Twitter）及び森林総研チャンネル（YouTube）などのソーシャルメディアを利用し、研究成果やイベント情報の発信を積極的に行った（評価指標1）。小学生の自由研究の指導が論文掲載につながった件に関する投稿は6万超、南鳥島における鳥類の生態系に関する投稿への反響は4万超など外部からのアクセスや閲覧において顕著な実績を得た。

プレスリリースを積極的に行い、研究成果を発信した（評価指標2）。

各種の外部開催のイベントに積極的に参加し、研究に関する情報を発信するとともに、国際研究評議会の開催や国際シンポジウムの開催、海外向けプレスリリースの展開などを実施した（評価指標3）。

「季刊森林総研」では魅力的な誌面を作ること心掛けるとともに、より多くの読者を獲得するために、配布先を拡充した。また研究成果を取りまとめた刊行物を発行した（評価指標3）。

シンポジウムや講演会をオンラインやハイブリッドで開催して多くの参加者に対して研究成果を広報し、国内外へのアピールを行った（評価指標3）。

無花粉スギの育種の成果を各種の広報手段でアピールしたほか、「林木育種情報」等の情報誌・メールマガジンによる林木育種に関する技術等の普及・啓発を推進した（評価指標3）。マスコミ、企業、公共団体、市民からの森林・林業・木材研究に関する問合せに研究者が個別に回答を行い、国民のニーズに的確に応えた（評価指標4）。特に、林野火災に際して連日の取材依頼に対応し、研究機関としての責務を果たした。

【水源林造成業務】

事業実施の透明性を高めるため、分収造林契約実績をウェブサイトで公開した。また、水源林造成事業と地域との関わりや事業効果等について、具体的な事例を通じて分かりやすく紹介するとともに、ウェブアクセシビリティ向上の観点から、サイト構成の見直し等を実施した（評価指標1）。

森林管理局の技術研究発表会、「野生生物と社会」学

	利用拡大を図る。	和6年度には当該サイトの内容充実を図った。 ・令和5年度に水源林造成事業の紹介サイトについて、令和6年度に広報紙紹介サイトについて、ウェブアクセシビリティ向上の観点等から、サイト構成の見直し等を実施した。 ・引き続き、分収造林事業の契約実績の公表やウェブアクセシビリティの向上等の取組を継続する予定である。 【森林保険業務】 ・令和3年度から6年度に保険金の支払事例、災害対応や出展イベントの紹介、森林保険に関する統計資料、パンフレット・ポスターや「森林保険だより」の掲載等により、ウェブサイト(https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/)の掲載内容の充実及び更新頻度の向上を図った。 ・情報発信力を高めるため、令和3年度にFacebook(https://www.facebook.com/shinrinhoken/)の運用を開始した。 ・森林保険の解説動画を制作し、普及・加入促進活動の新たなツールとして令和4年度に開設した森林保険チャンネル(YouTube)で公開し、広く視覚・聴覚に働きかけることによる効果的な情報発信を行った。 ・ウェブサイトにおいて、令和6年4月からの商品改定に対応した保険料試算ソフトや見積り依頼シート等の資料を順次提供。また、森林保険の認知度向上等を図るために令和5年度に新たに公式キャラクターを作成した。 ・森林保険チャンネル(YouTube)では、令和5年度から公式キャラクターを用いた動画を公開し、森林所有者を始め広く一般に向けて効果的な情報発信に努めるなど、森林保険に対する国民各層の理解の醸成、森林保険の利用拡大に向けた情報発信を行った。 ・令和7年度も引き続き、こうした取組を実施する予定である。 2 プレスリリース数とそれに対応する取材等の件数 【機構全体】 機構の成果や取組を広く周知するために、各組織からプレスリリースを実施した(年平均49件)。 【研究開発業務】 ・研究成果について積極的なプレスリリースを実施した(年平均37件)。 ・プレスリリース後にマスコミからの取材へ対応した(年平均17件)。 ・国際的な科学ニュースサイトである EurekAlert!で海外向けプレスリリースを実施した(R6年度1件)。 ・林木育種関連では令和6年度に(公財)かずさDNA研究所との共同研究(ゲノムワイドな遺伝子型解析技術により検出されるSNPの比較解析)のほか、林木遺伝子銀行110番による里帰りなど計11件のプレスリリー	会大会、日本森林学会大会において水源林造成業務で得られた技術的知見等の普及・広報を行うとともに、各地域で実施される森林・林業をテーマとしたイベントへの参画を通じて事業に対する理解醸成を図った。(評価指標3)。 森林整備技術の普及・啓発、事業効果及び効果事例等について、パンフレットや広報誌等で積極的な広報活動に努め、水源林造成事業の理解醸成を一層推進した(評価指標3)。 このほか、計画にない業務実績として、群馬県桐生市の森林火災跡地の再生の取組について、JICAの国別研修、韓国山林技術人教育院・韓国森林技術士視察研修、山形県南陽市議会行政視察に協力を行うとともに、研修の状況をウェブの特設サイトで紹介し水源林造成事業の意義等の普及啓発を推進した。 【森林保険業務】 ウェブサイト、Facebook、森林保険チャンネル(YouTube)、広報誌、広告掲載、イベント出展等を通じて、多角的な情報発信を推進した。情報発信にあたっては、森林保険の認知度向上を図るために新たに制作した公式キャラクターを活用することで、効果的な情報発信に努めた(評価指標1、3)。 また、森林保険の商品改定及び新たな公式キャラクター誕生については、プレスリリースにより幅広い周知を図った(評価指標2)。 さらに、「森林保険普及・加入促進活動計画」の目標を上回る広告・寄稿による情報発信を通じて、森林保険に対する興味・関心の喚起を図った(評価指標3)。
--	-----------------	--	---

スを行い、12社から取材を受けた。

【森林保険業務】

- ・令和5年度に森林保険の商品改定について1件、新たな公式キャラクター誕生について1件のプレスリリースを実施した。

3 イベント等による取組内容

【機構全体】

機構の業務を広く紹介するために、各種イベントを開催。3業務が連携しての取組を実施した。

外部が主催するイベントに積極的に参加して、機構の取組を紹介した。「みどりとふれあうフェスティバル」、「アグリビジネス創出フェア」、「川崎駅前優しい木と緑のひろば」、「WOOD コレクション」等で各業務が連携してブースを出展した。

- ・令和7年度も引き続き、各種イベント等を実施する予定である。

【研究開発業務】

- ・研究所が開催する公開講演会を始め、シンポジウムやセミナー等で最新の研究成果を発信した。
- ・令和3年度公開講演会「伝えたい！森の中の放射性セシウム-10年で明らかになったこと-」を開催した。
- ・令和4年度公開講演会「ネットゼロエミッション達成のための森林の役割」を開催した。
- ・令和5年度公開講演会「持続可能な豊かな森を築く-資源を提供してくれる森を築くために今必要な事-」を開催した。
- ・令和6年度公開講演会「生物機能を活用した木材の利用-酵素および微生物機能を活用した木材の新しい利用技術-」を開催した。
- ・研究所の公開講演会や「親林のつどい」では3業務が連携して研究成果や業務内容を紹介した。
- ・一般向けに研究成果を紹介するため、科学園を会場として、毎年9回程度の森林講座を開催した。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行期においてはオンラインでの情報発信を主としたが、令和5年度から感染症対策に配慮しつつ、対面でのイベント開催を再開した。状況に応じて、対面方式とウェブ方式のハイブリッド開催を行った。
- ・令和6年度には講演会「拡大するナラ枯れへの取り組みとこれからの広葉樹林管理」をハイブリッド開催した(参加者約850人)。
- ・必要に応じて、対面の開催とオンライン配信をハイブリッドで行うイベントを実施した。
- ・一般市民を対象に交流型広報活動として一般公開を実施した。
- ・成果発表会、一般公開、公開講座のほか各種イベントへの参加も含め、様々な機会を活用し、林木育種に関する情報発信に努め、特に無花粉スギの育種成果について広報を実施した。
- ・各種刊行物を発行して、研究成果について情報発信した。「季刊森林総研」(年4回刊)では、毎号特集テーマを組み、分かりやすく研究内容を紹介した。森林・林業関係機関に送付するほか、公設図書館、学校関係へも送付を開始した。さらに特集テーマと関係の深い機関へも発送した。
- ・令和7年度も引き続き、公開講演会、一般公開などの各種イベント、各種刊行物による情報発信を実施する予定である。

【水源林造成業務】

- ・令和3年度から令和6年度に、森林施業における地域の林業関係者が幅広く参加する森林管理局の技術研究発表会で、シカ害防護柵の維持管理、大規模森林火災跡地の復旧・再生に向けた取組等を発表し、その内容を森林整備技術の普及・啓発への取組結果としてウェブサイトに掲載した。
- ・令和6年度に、「野生生物と社会」学会大会で「森林施業におけるクマ類による人身事故の特徴」について、日本森林学会大会で「水源林造成事業における保持林業の取組(事例報告)」について発表を行い、水源林造成業務で得られた現場発の技術的知見を学会でアピールした。
- ・令和3年度から令和6年度に、「川崎駅前優しい木と緑のひろば」を始めとする各地域で実施される森林・林業をテーマとしたイベントへの参画を通じて、森林の役割や水源林造成事業の取組等を紹介することで水源林造成事業に係る理解醸成を図った。また、その様子をウェブサイトに掲載した。
- ・令和7年度も引き続き、森林整備技術に関する成果発表や地域の森林・林業をテーマとしたイベントへの参画等を行う予定である。
- ・令和3年度から令和6年度に、広報紙「季刊水源林」を発行し、水源林造成事業の取組等について情報を発信した。特に令和6年度からは、広報紙の記事掲載に当たり、地域における水源林造成事業の取組事例の紹介記事のほか、林政の動向を踏まえつつ、国民からの要望の高い花粉症対策の特集記事を掲載した。また、担い手対策の特集記事等を掲載し、分収造林契約者(造林地所有者・造林者)、地方公共団体、林業関係団体等への配布、ウェブサイトへの掲載を実施した。
- ・このほか、森林機構の組織及び水源林造成事業に係るパンフレットを正面玄関に常備するとともに、ウェブサイトにも掲載した。
- ・令和7年度も引き続き、広報紙の発行やパンフレット類の配布等を実施する予定である。

【森林保険業務】

- ・令和3年度から6年度に災害リスクへの備えとしての森林保険の理解促進を図るため、林野庁中央展示において、森林保険が対象とする森林被害の解説等を展示した。
- ・令和3年度から6年度に森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成を図るため、「みどりとふれあうフェスティバル」や「川崎駅前優しい木と緑のひろば」等の各種イベントへの出展を通じて、一般の方や森林・林業関係者の森林保険の認知拡大を図った。
- ・令和5年度に制作した新たな公式キャラクターを活用し、令和5年度から6年度に各種媒体における効果的な情報発信や、各種イベント出展時における幅広い世代の注目を集め印象に残りやすい展示等を実施した。
- ・令和6年度に、研究開発業務と連携した森林気象害についての研究プロジェクトの取組状況を発表する公開シンポジウム「強風、大雪、干ばつ、山火事と森林被害ーリスク評価の新展開ー」を開催するとともに、開催後に講演内容を動画で配信した。
- ・令和3年度から6年度に、広報誌「森林保険だより」において、森林経営管理制度における保険の活用や保険金を支払った災害事例の紹介、森林保険の必要性に関する情報の普及・啓発等を行い、加入促進ツールとして活用した。
- ・令和5年度及び6年度に、森林所有者を対象とした月刊誌「林業新知識」

に、被保険者の声を紹介する記事広告を年5回掲載した(R5~6)ほか、各年度とも林野庁情報誌「林野」や日本造林協会、日本林業経営者協会が発行する広報誌への広告・寄稿による情報発信を行い、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図った。令和5年度と令和6年度の掲載数については、「森林保険普及・加入促進活動計画」の対目標値250%となった。

- ・令和7年度も引き続き、こうした取組を実施する予定である。

4 森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応件数

【機構全体】

各機関の窓口でマスメディアや一般からの問合せに対応した。

- ・令和7年度も引き続き、問い合わせ対応を実施する予定である。

【研究開発業務】

- ・相談窓口を通して、森林・林業・木材研究に関する問い合わせに対応した(年平均1,020件)。
- ・プレスリリースやウェブサイトでの情報発信を受けて多くの取材が行われ、各種メディアで研究所の研究内容や研究者のコメントが掲載された。特に「ツキノワグマの出没」や「スギ花粉」などについては高い関心が寄せられた。
- ・令和7年2~3月に相次いで発生した岩手県、岡山県、愛媛県等での林野火災に際しては、初期の緊迫した段階から連日の取材依頼に対応した。
- ・林木遺伝子銀行110番等への問合せ(6件)に対応した。

計画にない業務実績

【機構全体】

令和3年度から令和5年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策として対面でのイベント開催の多くが制限されたのに伴い、オンラインによるイベントや情報発信を実施した。その後は対面方式とウェブ方式のハイブリッド開催を実施した。

【研究開発業務】

- ・国際的な評価を高めるために、令和5年度に国際研究評議会を開催。海外から森林・林業・木材産業の各分野の第一線の専門家を招へいして、研究所の研究成果を紹介するとともに、専門家からの助言を得た。
- ・令和6年度にアゼルバイジャンで開催された気候変動国際条約会議COP29において、COP29 ジャパンバビリオン・セミナーを開催し、「自然に基づく解決策(NbS)のための持続可能な森林管理」について世界に向けて情報を発信した。
- ・それまでの夏休みの子供向けのイベントに代わって、小学生から高校生までを対象として令和3年度からオンラインの「夏休み研究相談」を実施。若年層に向けてアウトリーチ活動を推進した。小学生の自由研究指導による研究成果が日本昆虫学会誌に学術論文として掲載された。
- ・林木育種センターにおいて、国民へのPR及びリクルート用のプロモーション動画の作成に取り組んだ。

【水源林造成業務】

- ・令和5年度に、群馬県桐生市の森林火災跡地の再生の取組について、国際

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

		協力機構(JICA)が実施する2023年度コソボ・モンテネグロ国別研修に関東整備局が協力を行い、研修生7名を対象に講義と現地視察を実施した。 ・令和6年度には、これまでの広報活動により、当該箇所の取組について、国内外からの研修等の要望が増加し、韓国山林技術人教育院・韓国森林技術士視察研修、山形県南陽市議会行政視察、国際協力機構(JICA)のコソボ・モンテネグロ・アルバニア・ボスニアヘルツェゴビナ国別研修に協力を行い約30名に講義等を実施した。 ・こうした研修の状況について、ウェブの特設サイトで解説動画等とあわせて紹介することにより、森林整備センターの役割や水源林造成事業の意義等の普及啓発を推進した。	
			<課題と対応> 当機構の成果の発信力を高め、よりの確にターゲットに情報を届ける必要がある。外部有識者からの助言も活用するなどして、今後、ウェブサイト、ソーシャルメディア、イベント、刊行物等の各広報手段の活用スキルを更に向上させる。
主務大臣による評価			
(見込評価)		評価	A
<評価に至った理由> 研究開発業務においてR4年度に運用を開始し6万超、4万超の反響など顕著な実績を得ているX(旧Twitter 年平均発信数254件)、一般向けに論文を解りやすく紹介する「研究成果」(年平均54件)、森林総研チャンネル(YouTube年平均22本)、オンラインによる「夏休み研究相談」の実施、水源林造成業務におけるウェブサイトでの水源林造成事業の近年の取組事例や林野火災跡地の再生の取組に関するサイトの新設、森林保険業務におけるFacebook及び森林保険チャンネル(YouTube)の新規開設等の新たな取組など、中長期目標期間を通し様々な手法により幅広い世代の国民に対し効果的な広報活動が着実に展開されている。 更に、R4年度に各業務から発信する様々な媒体による情報を法人公式ウェブサイト上の「機構の広報活動」ページにまとめて紹介するなどアクセシビリティの向上やわかりやすさを重視したリニューアルが行われたほか、R5年度にはSNS上のトラブル防止の観点から法人が運用するソーシャルメディアの運用ポリシーの見直しも行われ、各業務とも精力的にタイムリーな情報発信の継続、アクセス誘導に取り組んでいることが認められる。 これらの取組が実を結び、評価指標となっているウェブサイト等による発信数(研究成果)、プレスリリース数(研究成果)については期間中全ての年度で基準値を超えたほか、R6年度の研究所ウェブサイトへのアクセス数についてはA評価であった前年度を大きく上回り、前年度比122%、基準値比128%となる顕著な実績が得られている。 また、3業務が連携し法人の取組を発信するためイベントの開催や出展等を積極的に行ったことも法人の強みを活かした発展的な取組であると評価できる。 この他、研究開発業務では、シンポジウムや公開講演会の開催及びオンデマンド配信、学会・国際会議での研究成果の情報発信、COP29でのセミナーの開催、視察研修への対応など、様々な手法により広報活動を展開、国内外に広くアピールしたこと、また、相談窓口に日々寄せられる森林・林業・木材研究に関する問合せへの対応は年平均1,020件、特に、令和7年2月以降相次いで発生した林野火災に際しては、連日の取材依頼に対応し、森林・林業・木材産業を総合的に扱う我が国の中核的な機関としてその能力を最大限活かし責務を果たしたことは高く評価できる。 水源林造成業務では、広報誌に水源林造成事業の取組事例を掲載するとともに、社会的関心の高い、花粉症対策や担い手対策の特集記事を掲載するなど、効果的な広報に努めたこと、また、各地域の森林・林業をテーマとしたイベントへの参画や国内外からの視察研修の受入、学会等での発表など、期間を通じ、積極的に水源林造成事業の理解醸成に取り組んだことは高く評価できる。 森林保険業務では、ウェブサイトや広報誌、広告掲載、イベント出展等に加え、Facebook及び森林保険チャンネル(YouTube)の開設や公式キャラクターの制作、記事広告など新たな取組による情報発信を積極的かつ効果的に推進し、森林保険に対する興味・関心の喚起を図ったことは高く評価できる。 これらは、法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報が行われたかという評価の視点において、中長期期間中の計画を上回る取組の進展及び顕著な成果の創出であると認められること、かつ毎年度の評価をAとしていることから「A」評価とする。 <今後の課題> 引き続き広報活動の促進に取り組むことを期待する。			
(期間実績評価)		評価	

4. その他参考情報

特になし。

別表

	達成目標	基準値		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
一般公開等(回数[回]、参加人数[人])		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
一般公開(研究所)		1	—	1	61	2	178	2	303	2	252			
一般公開(多摩森林科学園)		—	—	通年	16,583	通年	22,954	通年	17,214	通年	9,369			
北海道地域一般公開(北海道支所・育種場)		1	—	1	—	1	—	1	100	—	—			令和3年、令和4年ウェブ開催
一般公開(東北支所・東北育種場・北海道東北整備局)										1	33			
一般公開(四国支所)				—	—	1	70	1	73	1	48			令和3年中止
一般公開 親木の集い(林木育種センター)		1	—	—	—	1	143	1	480	1	685			令和3年中止
施設見学(学校団体等)(研究所・支所)		—	—	15	342	59	1,217	120	2,089	65	2,011			
公開講演会(研究所)		1	—	1	—	1	509	1	187	1	135			令和3年ウェブ、令和4年ハイブリッド開催、令和5年現地開催
研究成果発表会(北海道支所・北海道育種場・北海道水源林整備事務所)				1	—	1	50	1	150	1	54			令和3年ウェブ
公開講演会(関西支所)		1	—	1	98	1	150	1	243	1	108			
公開講演会(四国支所)		1	—	1	—	1	55	1	106	1	39			令和3年ウェブ、令和4年以降対面開催
公開講演会(九州支所・九州育種場・九州整備局)		—	—	—	—	1	56	1	73	1	123			
林木育種成果発表会		1	260	1	300	1	—	1	—	1	222			令和3年以降ウェブ開催
合同成果報告会(東北支所・東北育種場)		1	—	1	—	1	100	1	110	—	—			令和3年ウェブ、令和4年以降対面開催、令和6年鳥インフルエンザにより中止
シンポジウム(関西支所)		1	—	2	260	1	85	1	70	1	70			令和3年飛騨・和歌山、令和4年岡山、令和5年岡山
森林とのふれあい(関西育種場)		—	—	—	—	1	99	1	130	1	100			
特別講演会(関西支所)		—	—	2	100	—	—							令和3年ハイブリッド開催
技術開発成果発表会		1	—	1	72	—	—	1	30	1	60			
木材利用シンポジウム 2024in 高知(四国支所)		—	—	1	—	—	—	1	40	—	—			令和3年ハイブリッド開催
シンポジウム(研究所)		—	—	—	—	—	—	2	469	1				令和5年ウェブ開催
講演会(研究所)		—	—	—	—	—	—	1	658	1	—			令和5年以降ハイブリッド開催
シンポジウム「強風、大雪、干ばつ、山火事と森林被害—リスク評価の新展開—」(保険センター・研究所)		—	—	—	—	—	—	—	—	1	140			前回平成元年度開催

森林教室等(回数[回])		回数	回数	回数	回数	回数	回数	
森林講座(研究所)		1	5	8	8	10		令和3年動画、令和4年動画及び対面開催、令和5年対面及びウェブ開催
夏休み子ども研究相談(研究所)		—	1	5	8	3		令和3年ウェブ、令和4年以降ウェブ及び対面開催
LALA ガーデンつくば キッズデー(研究所)		—	1	1	—	—		令和4年で会場の商業施設が閉店
現地検討会(関西支所)		—	2	1	1	1		令和3年飛騨・和歌山、令和4年岡山開催

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

森林教室(関西支所・関西育種場)		1	3	7	3	4	
森林教室(近畿北陸整備局・関西支所)		—	—	1	1		
森林教室(各整備局)		—	—	—	—	5	
ラジオ放送「東北のもり」(支所・育種場・水源林整備事務所)		6	6	6	6	7	
特別観察会(多摩森林科学園)		—	—	3	7		
立田山森のセミナー(九州支所)		1	—	3	3	3	

協賛・後援した催事等(回数[回])		回数	回数	回数	回数	回数	回数	
みどりとふれあうフェスティバル		—	1	1	1	1	1	令和3年ウェブ、令和4年以降対面開催
WOOD コレクション		—	1	1	1	1	1	令和3年ウェブ、令和4年以降対面開催
農林水産省主催「アグリビジネス創出フェア」		—	1	1	1	1	1	
林野庁中央展示		3	3	4	3	4	4	
農林水産省の消費者の部屋		—	1	1	—	1	1	
つくばちびっ子博士		—	1	1	1	1	1	
つくば科学フェスティバル		—	—	1	—	1	1	隔年開催
京博連京都ミュージアムロード		—	1	1	1	1	1	
近畿中国森林管理局:森林(もり)のギャラリー		1	1	1	1	1	1	
九州農政局イベント しとっと?国のお仕事		1	—	1	1	1	1	令和3年中止
九州農政局消費者の部屋		1	—	1	1	1	1	令和3年中止
スギ・ヒノキ花粉削減対策シンポジウム		—	1	1	1	1	1	
川崎駅前優しい木と緑のひろば		—	1	1	1	1	1	
エコフェスひたち		1	—	1	1	1	1	令和3年中止
種子・孢子・組織培養を使った保全フォーラム:小笠原の絶滅危惧種に注目して		—	—	1	—			
金時祭		—	—	1	—	1	1	令和3年中止
森林を考える岡山県民のつどい		1	—	1	1	1	1	令和3年中止
水都おおさか森林の市		1	—	1	1			令和3年中止
儲かる林業を実現する岡山懇話会		—	—	1	-			
北方森林学会		—	—	1	1			
北海道森林管理局主催「技術開発成果発表会」		—	—	1	1	1	1	
関西林木育種懇話会総会及び現地視察						1	1	
牧野植物園巡回展「つなげ!高知の少ない生き物たち」		—	1	—	—			単年度開催
こうち環境博		—	1	—	1	1	1	令和4年開催なし
科博連サイエンスフェスティバル		—	1	—	-			単年度開催
G7会合関連イベント		—	—	—	1			
Save the Earth マルシェ		—	—	—	1			
森林・林業・環境機械展示実演会		—	—	—	1			
サイエンスカフェ		—	—	—	1	1	1	
FICoN 検討会		—	3	3	3	3	3	ウェブ開催

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

COP ジャパンパピリオン・セミナー		—	—	—	1	1		
林木育種協会通常総会		—	—	—	—	1		
バットの森づくり植樹祭			—	—	—	2		

定期刊行物(発行回数[回]、発行部数[部])		回数	部数	回数	部数	回数	部数	回数	部数	回数	部数	回数	部数	
森林総合研究所研究報告(研究所)		4	4,720	4	4,980	4	5,000	4	1,000	4	—			令和5年度途中からオンライン化、印刷は1号のみ
季刊森林総研(研究所)		4	23,730	4	32,000	4	32,000	4	32,000	4	40,000			
環境報告書(研究所)		1	2,247	1	—	1	—	1	—	1	—			令和3年度よりウェブサイト掲載
研究成果選集(研究所)		1	2,405	2	3,000	1	2,600	1	2,600	1	2,600			令和3年度よりウェブサイト掲載
北の森だより(北海道支所)		—	—	2	2,200	2	2,200	1	1,000	1	1,000			
フォレストウインズ(東北支所)		—	—	4	4,000	4	4,000	4	4,000	4	4,000			
四国の森を知る(四国支所)		—	—	2	1,900	2	1,800	4	8,000	4	8,000			
研究情報(関西支所)		—	—	4	8,800	4	8,000	2	2,000	2	2,000			
九州の森と林業(九州支所)		—	—	4	6,000	4	5,800	4	4,500	4	4,100			
林木育種の実施状況及び統計(育種センター)		1	315	1	400	1	400	1	400	1	400			
林木育種情報(育種センター)		3	10,339	3	10,900	3	10,500	1	10,500	1	10,500			
年報(研究所、支所、育種センター、育種場)		—	—	13	—	8	—	8	—	8	—			
林木育種センターパンフレット		—	—	—	—	—	—	1	300	1	300			
北海道育種場だより		1	—	2	600	2	428	2	328	2	337			ウェブサイト掲載
東北の林木育種		4	—	3	3,600	3	3,600	3	3,600	3	3,600			
関西育種場だより		3	—	3	927	3	927	3	918	3	918			
九州育種場だより		2	—	2	670	2	700	2	717	2	766			
広報誌「季刊水源林」		4	—	4	16,000	4	16,000	4	16,000	3	1,200			
森林整備センターパンフレット		—	—	6	—	8	—	5	—		—			
水源林造成事業パンフレット		—	—	5	—	8	—	5	—		—			
広報誌「森林保険だより」		4	24,400	4	24,800	4	24,800	4	24,800	4	24,800			
広報誌「森林保険だより」特別号		—	—	1	1,000	1	1,760	—	—	—	—			
森林保険パンフレット(令和元年度版)増刷		—	—	1	30,000	—	—	—	—	—	—			
森林保険パンフレット(令和3年度版)		—	—	1	130,000	—	18,030							
森林保険パンフレット(令和5年12月版、新商品対応版)		—	—	—	—	—	—	1	170,000					
森林保険通信(メール配信・ウェブ掲載)		—	—	9	—	1	—	—	—	—	—			
森林保険ポスター		—	—	1	5,000	1	5,000	1	5,000	1	5,000			

非定期刊行物(ISBN登録分)(研究所)[回]		回数	回数	回数	回数	回数	回数	
森林保険広告掲載		—	5	4	10	10		
ウッドデザイン賞応募(ウッドデザイン賞受賞)		—	—	1	—			
森林教育プログラム・事例集		—	—	—	1			
九州育種場におけるスギ採穂台木の仕立て方		—	—	—	1			
ウルシの健全な森を育て、持続的に良質な漆を生産						1		

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

する								
エリートツリーで下刈省略						1		
Forest-DRR クックブック						1		
マングローブ保全・再生の手引き－高潮災害軽減の観点から－						1		
センダン ホオノキ ハンノキ コナラ の利用に向けて－材質 物理 加工 乾燥特性－						1		
森林産業実用化カタログ2025						1		
盲学校理科教育における樹木観察のためのハンドブック						1		
センダン板材のグレーディングの試み－国産広葉樹板材の流通に向けて－						1		
優良種苗のよりよい育成・利用に向けて						1		
エリートツリーの特性表(関東スギ、九州スギ)						2		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	第4 その他業務運営に関する重要事項 3 ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑨ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報)
該当なし								

※1 前中長期目標期間の平均値

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
<評価の視点1> ・各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用が図られているか。 <評価の視点2> ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているか。		(評価指標1) 1 内部統制システムの着実な運用の取組状況 (評価指標2) 1 法令遵守などのコンプライアンスの取組状況	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項 3 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営しているよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。 このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運	第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等 4 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行することとし、森林研究・整備機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。また、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進し、モチベーションの向上につなげる。	(評価指標1) 1 内部統制システムの着実な運用の取組状況 審議事項として「内部統制に関する事項」を定め、理事会が内部統制の中心として機構のガバナンス機能の充実・強化を図った。また、コンプライアンス、リスク管理に係る規程類に基づき、機構内で各業務の関係部局との連携強化に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 内部統制システムの充実・強化、コンプライアンスの推進、研究活動における不適正行為を防止する取組を着実に実施した。令和7年度も同様に適切に取組がなされ中長期計画の達成が見込まれることから、自己評価は「B」とする。 <評価の視点1> ・各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用が図られているか。 理事会を適切に運営し、各業務の特性を踏まえつつ、機構内各部局との連携強化に努めた。 また、リスク管理については、3業務ごとのリスク管理委員会において計画を決定しリスクの削減に向け業務を進めるとともに、毎年度、取組結果を取りまとめ、機構リスク管理委員会へ報告した。 併せて、監事及び会計監査人と密接に連携し、監査の各段階において意見を交換するとともに、内部監査を効果的に実施するため、監査従事職員を各種研修及び講習会等に参加させ、資質向上に努めた。

用を図る。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上を図られるよう取り組む。 新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応のためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。 (2) コンプライアンスの推進 森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。 特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。 また、コンプライアンス確保のために PDCA サイクルの取組の徹底など必要な取組が充分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。	新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて見直すこととする。 また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに④監査従事職員等の資質向上を図りつつ、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。 (2) コンプライアンスの推進 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。 また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の対策を着実に推進する。	新型コロナウイルス感染症対策については、機構の対策実行本部により感染状況や政府の対策等を踏まえた対策を検討・実施した結果、各業務の継続に支障を及ぼすことはなかった。 また、令和5年の新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行に伴い、機構においても「新型コロナウイルス感染症対策実行本部」を廃止し、個人の自主的な取組を基本とする対応に移行し、引き続き感染症対策について周知した。 監事及び監査法人等との連携強化並びに監査従事職員等の資質向上については、監査計画の策定・期中監査の実施状況及び決算監査における取りまとめ報告について各段階において意見交換を行うとともに、各研修等に参加させ資質の向上を図った。 最終年度には、引き続き監事及び監査法人等と連携強化並びに監査従事職員等の資質向上を図るとともに、PDCA サイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施する予定である。 (評価指標2) 1 法令遵守などのコンプライアンスの取組状況 研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務が実施する事務及び事業の具体的内容が大きく異なることから、毎年度業務部門ごとに外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、その中で決定した取組計画に基づき取り組み、その取組状況について点検・評価した上で、次年度の取組方針へ反映させた。なお、国立研究開発法人協議会の提唱による12月を「コンプライアンス推進月間」とする取組に機構全体として参加し、役員から全職員へ向けたメッセージ発信やポスター掲示等により意識強化を図る取組を行った。 なお、各業務部門が今中長期目標期間に実施したコンプライアンス推進活動は以下の通りである。 【研究開発業務】 1) 役職員に対する教育・研修について 各年度において、外部講師等による研修を実施するとともに、研修後はeラーニングにより習熟度チェックを行った。 (主な研修) ・情報セキュリティ研修 ・研究倫理研修、研究セキュリティ・インテグリティ研修 ・研究不正防止に向けたeラーニング講習 ・職員倫理研修 ・コンプライアンス研修(発注者綱紀保持、入札談合の防止に向けて) ・ハラスメント防止研修(管理職向け、管理職以外の職員向け) ・ハラスメント相談窓口等職員向け研修(R7年度予定) 2) 重点課題等への取組について 各年度において、ウェブ版「コンプライアンス・ハンドブック」の内容を見直し、冊子にして配布するとともに、コンプライアンス意識調査の実施や結果の分析を行い、その内容について各組織に周知することにより、意識向上を図った。さらに、公益通報制度の普及啓発のため、ポスターの掲示や会議等において周知活動を行った。	以上のことにより、内部統制システムの着実な運用が図られた。 <評価の視点2> ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているか。 コンプライアンスに関連する研修を行い、職員の意識向上を図るとともに、役職員のコンプライアンス意識調査を実施し、その分析結果をもとに、職員に対し、注意喚起を行った。 また、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会が取組方針を決定し、取組結果を検証・分析してPDCA サイクルで次年度方針に反映した。 快適な職場環境形成の一環として「ハラスメント相談員向け研修」を実施した。 また、研究インテグリティの確保のため、利益相反マネジメントポリシー及び利益相反マネジメント規程の運用を導入した。 以上のことから、各コンプライアンス確保のための取組は適切に行われた。
---	---	--	--

		【水源林造成業務】 1) 役職員に対する教育・研修について 各年度において、外部講師等による研修を実施するとともに、コンプライアンスの浸透・定着状況を確認するため、「緑の行動規範（10原則）」の自己評価をeラーニングにより実施した。 （主な研修） ・コンプライアンスと倫理研修 ・情報セキュリティ研修 ・著作権研修 ・ハラスメント相談員向け研修 ・カスタマーハラスメント防止研修 2) 重点課題等への取組について 各年度において、職場ごとにコンプライアンス違反事例を題材にディスカッションを行い、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、コミュニケーションスキルの向上や情報の共有等により、良好な職場環境づくりに継続して取り組んだ。 【森林保険業務】 1) 役職員に対する教育・研修について 各年度において、外部講師等による研修を実施するとともに、eラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関する理解度分析を行った。 （主な研修） ・コンプライアンス及びハラスメント防止研修 ・情報セキュリティ教育研修 2) 重点課題等への取組について 各年度において、コミュニケーションスキルの向上やハラスメント防止等を図り良好な職場環境づくりに努めるため、コンプライアンスに関する意見交換会を四半期ごとに実施した。また、危険予知活動の実践に向けて「危険予知活動実践表」を用いて各自点検・確認し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための取組を行った。	
			<課題と対応> 引き続き内部統制システムの充実・強化、コンプライアンスの推進を図るため適切な対応を行う。
主務大臣による評価			
（見込評価）			評価 B
<評定に至った理由> 各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用が図られているか、法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているかという評価の視点に照らし、内部統制システムの充実・強化、コンプライアンスの推進、研究活動における不適正行為を防止する取組など中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評定をBとしていることから「B」評定とする。 <今後の課題> 引き続き各業務の特性に応じたコンプライアンスや内部統制システムの着実な運用を推進し、法人全体としてのガバナンスの強化に取り組むことを期待する。			
（期間実績評価）			評価

4. その他参考情報
特になし。

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	第4 その他業務運営に関する重要事項 4 人材の確保・育成		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑲ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
年度当初の常勤職員数 [名]								
研究開発	—	747	766	769	769	756		各年度当初の4月1日現在の職員数
水源林造成業務	—	354	347	354	352	349		〃
森林保険	—	31	31	32	31	31		〃
研修件数 [件]	—	55	76	108	129	112		
研修受講者数 [名]	—	7,416	10,860	12,880	13,189	13,516		
免許・資格取得者数 [名]	—	14	13	18	36	37		
評価指標3に係るもの								
ラスパイレス指数 (一般職員)	—	101.1	100.9	100.6	101.0	100.3		
ラスパイレス指数 (研究職員)	—	100.1	100.2	99.2	99.8	99.5		

※1 前中長期目標期間の最終年度の実績値

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
<評価の視点1> ・各業務において、必要とする人材を確保しているか。 ・各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。 <評価の視点2> ・職員の業績及び能力評価を適切に行っているか。 ・研究職員については、研究業績のみならず、研究開発効果の行政施策や技術移転活動等への貢献に応じた評価を行っているか。また、人事評価結果を適切に処遇へ反映しているか。 <評価の視点3> ・給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。		(評価指標1) 1 研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況 2 水源林造成業務、森林保険業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか 3 職員の研修等を計画的に行っていること 4 各種研修の実施状況 (評価指標2) 1 人事評価の実施状況 2 人事評価結果の処遇への反映状況 (評価指標3) 1 ラスパイレス指数	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項 4 人材の確保・育成	第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等 5 人材の確保・育成 業務の円滑な運営のために人材の確保・育成方針を策定し、機構の持つ人的資源の活用の最大化に取り組む。		<評定と根拠> 評定：B 根拠： 中長期計画に記載された人材の確保、育成につながる各種取組を着実に実施した。これらの期間中の取組みを総合的に勘案し、令和7年度も同様に適切に取組

(1) 人材の確保・育成

業務を効率的かつ効果的に推進するため、「人材確保・育成方針」を策定し、職員の適切な配置等を図る。

研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知的財産や情報セキュリティ等に関する高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との人的連携の一層の強化を図る。水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成を図るとともに、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。

(1) 人事に関する計画

業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。

大学での林学・林産学の研究分野が改廃され、大学院への進学者数が減り、我が国の当該分野の研究基盤が揺らいでいる中で、分野・業種をまたがったイノベーションの推進が必要になっている。

そのため、研究開発業務においては、国内最大の森林・林業・木材産業及び林木育種分野の試験研究機関として、基礎から応用に至る研究開発を支える人材を確保し、またその成果の創出・イノベーション推進のため、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。

水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

(2) 職員の資質向上

職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職

(評価指標1)**1 研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況【研究開発業務】**

優れた人材を確保するために以下の対策を行い、令和3年度から令和6年度の4年間に研究職員については、女性19名(うちテニュア型任期付4名)、男性64名(うちテニュア型任期付18名)を採用した。

一般職員については、令和3年度から令和6年度の4年間新たに44名(女性24名、男性20名)を採用した。

- ・英文の公募案内を作成し、優れた外国人研究者の採用につながった。
- ・高度な専門的知識と資格を要する業務について、柔軟な(特定任期付)採用を実施し、幅広い年齢層から優秀な人材を確保した。
- ・就職活動を行う学生に日本森林学会の「森林・林業分野職業研究会」で職種説明会を行い、学生の獲得につながる活動を実施した。
- ・専門的研究実績を有する者が少ない研究分野に対しては、博士号未取得者をテニュア型任期付職員として募集することで人材の確保に努めるとともに、研究推進に不可欠な技術や情報取得の指導を通じた人材育成を図った。
- ・令和5年度からインターンシップを開催し研究所の魅力や業務の内容を紹介することにより、人材の確保に努めた。

2 水源林造成業務、森林保険業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか**【水源林造成業務】**

水源林造成業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、ウェブサイト及び就職情報サイトへ募集案内の掲示を行うとともに、職員採用パンフレットを各所へ配布し、令和3年度から令和6年度の4年間に新卒者49名(女性14名、男性35名)を採用するとともに、社会人経験者19名(女性7名、男性12名)を採用した。

また、令和6年度からは、学生が就業体験を行うインターンシップを開催し、人材確保及び職場への定着につながる取組を実施した。

【森林保険業務】

森林保険業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、ウェブサイト及び就職情報サイトへ募集案内の掲示等を行うとともに、職員採用パンフレットを作成し、令和3年度から令和6年度の4年間に3名(女性1名、男性2名)を採用したほか、令和8年度の採用に向け準備を進めた。

また、林野庁、損害保険会社及び全国森林組合連合会からの出向により、林業経営や森林被害、損害保険等に精通した人材を確保した。

(評価指標)**3 職員の研修等を計画的に行っていること**

国や独立行政法人等が主催する各種研修(新採研修、チーム長研修、管理者研修等の階層別研修)、業務遂行に必要な技術講習会やセミナー等に職員

むことで中長期計画の達成が見込まれることから、自己評価は「B」とする。

<評価の視点1>

- ・各業務において、必要とする人材を確保しているか。
- ・各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。

研究開発業務では、当初計画に基づき必要な人材の確保及び育成を着実に推進した。研究職員や一般職員の採用を計画的に行い、柔軟な任期付採用や専門的知識を活かした人材確保の仕組みを整備した。外国人研究者の採用を目的として英文公募案内を作成し、日本森林学会の職業研究会における職種説明会を開催したほか、博士号未取得者を対象とするテニュア型任期付職員の募集を通じ、専門分野における人材育成を進めた。また、令和5年度からインターンシップを開始し、研究所の魅力を伝える活動を展開した。

水源林造成業務では、ウェブサイトや就職情報サイトへの募集案内掲示、新卒者及び社会人経験者の採用を実施し、業務遂行に必要な職員数を確保した。令和6年度からのインターンシップ開催により、学生の就業体験を通じて人材確保及び職場定着を促進した。

森林保険業務では、募集案内の掲示等を行い、職員を確保し、また林野庁や損害保険会社、全国森林組合連合会からの出向者を受け入れ、林業経営や森林被害、損害保険等に精通した人材を確保した。

これらの多角的な取組により、専門知識と管理能力を備えた職員の確保・育成を実現し、当初計画を着実に実行した。

(2) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。	員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。 研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成するとともに、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。さらに、オープンサイエンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。 一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 (3) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の	を参加させるとともに、所内 e ラーニングを活用し全職員を対象とするコンプライアンス研修やハラスメント防止研修等の受講を義務づけ、職員の資質向上を図った。 研究開発業務の人材を育成するため、一般職と研究職の双方で業務体験を隔年で実施するとともに、行政機関との連携強化のため、林野庁中堅・若手職員を対象に研究施設の見学会及び研究業務に関する研修会の実施等、相互理解を深める研修を実施した。 また、大学との連携大学院教員やクロスアポイントメント協定等による在籍派遣を通じて研究職員のスキルアップを図った。 さらに、オープンサイエンス化に対応し研究職員の発表論文を公表するため、機関リポジトリを構築し研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進した。 4 各種研修の実施状況 【研究開発業務】 研究業務及び研究支援業務の遂行のために、職員に対する国家資格等の取得費用の助成について、一部取り扱い(対象資格の拡大、不合格時の取扱)を改善するとともに、新たに有用となる免許及び資格について、着実な取得の促進を図るとともに、各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。 【水源林造成業務】 業務の円滑な遂行に資するため、国家資格等の取得時の受験料等補助に関する事前承認を不要にすることや、補助費用の見直し(登録料の全額補助、不合格時の取扱)を行う等運用を改善し、業務遂行に有用な免許そのほか業務に密接な関連を有する資格の取得の促進に努め、職務意欲の向上、職員の自己啓発意欲への支援を推進した。また、「森林整備センターにおける人材育成の基本方針」に基づき、官庁等が主催する外部研修会等に職員を参加させ資質の向上を図った。 【森林保険業務】 職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、国家資格等の取得費用の助成により、業務遂行に有用な資格取得の促進に努めるとともに、職員の研修計画を作成し、外部有識者等を講師とした研修、官公庁等が主催する外部研修会等に職員を参加させた。 (評価指標2) 1 人事評価の実施状況 2 人事評価結果の処遇への反映状況 【研究開発業務】 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行った。 一般職員等の人事評価については、国が実施する評価制度に準じた評価を実施した。評価結果については、昇任、昇格、昇級、勤勉手当の成績率判定に活用した。 一般職員については、評価者や被評価者を対象とした人事評価制度に関する理解促進や評価の目線合わせに係る研修を実施するとともに、研究職員についても同様の評価者訓練を実施し、人事評価システムの適切な運用	<評価の視点2> ・職員の業績及び能力評価を適切に行っているか。 ・研究職員については、研究業績のみならず、研究開発効果の行政施策や技術移転活動等への貢献に応じた評価を行っているか。また、人事評価結果を適切に処遇へ反映しているか。 計画に基づき職員の業績及び能力評価を実施し、評価結果を昇任や昇級、勤勉手当の成績率判定に反映した。研究職員には研究成果や技術移転活動への貢献を総合的に評価し、一般職員には国の評価制度に準じた評価を行った。また、評価制度の適切な運用を図るため、研修や評価者訓練を実施した。これらの取組により、公正な
---	---	--	---

る。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (3) 役職員の給与水準等 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。	活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (4) 役職員の給与水準等 役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。	に努めた。 【水源林造成業務】 一般職員等の人事評価については、国が実施する評価制度に準じた評価を実施した。評価結果については、昇任、昇格、昇級、勤勉手当の成績率判定に活用した。 また、新任管理職を対象に評価者研修を実施するとともに、管理職登用後一定期間を経た者を対象に評価者再研修を実施するなど、人事評価システムの適切な運用に努めた。 【森林保険業務】 一般職員等の人事評価については、国が実施する評価制度に準じた評価を実施した。評価結果については、昇任、昇格、昇級、勤勉手当の成績率判定に活用した。 (評価指標3) 1 ラスパイレス指数 法人の給与体系については、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して職員給与規程を規定しており、手当を含め役職員給与のあり方について検証した上で給与水準の見直しを行い、国家公務員と同等の水準となるようにしている。令和3～6年度のラスパイレス指数は、上記の「2. 主要な経年データ」に記載した通りで、国家公務員の水準と同程度であった。検証結果や取組状況については、毎年6月末に「国立研究開発法人森林研究・整備機構の役職員の報酬・給与等について」をウェブサイトで公表している。	評価と処遇を実現し、計画に基づく業務推進を確実に行った。 <評価の視点3> ・給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。 役職員の給与水準等についても、左記の業務実績の通り、中長期計画に記載された取組を着実に実施した。
			<課題と対応> 業務を効率的かつ効果的に推進するため、新規職員の採用や社会人採用、高度な専門性を担う人材の確保について人事交流等も考慮に入れながら、人材確保に努める。また、職員の資質向上のための研修を継続的に実施する必要がある。
主務大臣による評価			
(見込評価)			評価 B
<評価に至った理由> 各業務において、必要とする人材を確保しているか、各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているかという評価の視点に照らし、多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材や水源林造成業務及び森林保険業務における必要な人材の確保・育成、職員の資質の向上、人事評価など中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評価をBとしていることから「B」評価とする。 <今後の課題> 一般職員を含む必要な人材の確保育成、キャリアパスの確保や法人内での人材の流動性の向上についても検討し、法人全体の機能強化に資する適切な人材育成を行っていくことを期待する。			
(期間実績評価)			評価

4. その他参考情報			
特になし。			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	第4 その他業務運営に関する重要事項 5 ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑨ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※2)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
女性職員割合 [%]	—	16.6	18.5	18.9	19.3	19.4		
女性管理職割合 [%] (※1)	—	5.1	7.5	4.7	4.7	5.1		
評価指標2に係るもの								
育児休業利用者数（女性）[人]	—	5.0	8	9	4	6		
育児休業利用者数（男性）[人]	—	3.4	7	8	13	11		

※1 管理職は課長相当職以上を指す。

※2 前中長期目標期間各年度4月1日における割合・人数の平均値

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価の視点 評価指標	
・男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。		1 ダイバーシティ推進の取組状況 2 勤務形態の状況	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項 5 ダイバーシティの推進	第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等 6 ダイバーシティの推進		<評定と根拠> 評定：A 根拠： 期間中、各年度の計画を着実に実施していることに加え、全国の21機関が参加するダイバーシティサポートオフィスの事務局機関として機構内外で取組を前進させるとともに、様々な取組による意識啓発や勤務形態の整備により男性職員の育児休業取得を推進し、男性職員の育児休業の取得率や取得日数も着実に増加させ、令和6年度については約8割が取得、平均取得日数については2か月を超える顕著な成果を得た。 また、セミナー開催による職員の意識の啓発や、制度の改善など職場環境の整備が実を結び、厚生労働省が企業における仕事との両立支援の取組状況に応じて認定する制度のうち、介護に関する「トモニン」を取得できたことに加え、不妊治療に関する「くるみん」については、認定された事業体のうち取得できているのは約2%と難易度が高く、公的研究機関では2件目となる「プラス認定」を取得でき、この難易度の高い認定の取得に至る過程での各種両立支援など職場環境の充実、かつ役

テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実に図る。

また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。

テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供することにより、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実に図る。男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

(評価指標)

1 ダイバーシティ推進の取組状況

- ・(1) 多様な働き方が可能な職場環境の充実
- ・キャリアカウンセリングの実施 (R3～6年度)
- ・障害を有する者の業務等への参加を促進するための調査等 (R3年度)
- ・施設のバリアフリー化を進めるため、車イス利用者の移動経路や段差の有無等を調査 (R3年度、研究開発業務)
- ・バリアフリー化必要箇所の調査及び改修提案により優先度の高い4か所のバリアフリー化が実現し、身体障害のある職員及び来訪者のアクセシビリティが格段に向上 (R4年度、研究開発業務)
- ・身体障害者や高齢者等が使用可能なバリアフリートイレやスロープの位置を玄関や推進室ウェブサイトに掲示し、身体障害者等のアクセシビリティを確保 (R6年度、研究開発業務)
- ・(2) 男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進
- ・ダイバーシティ推進に向けてパンフレットを作成し (R3年度)、男女共同参画意識調査の実施結果や報告集を作成し (R3～4年度)、機構のウェブサイトに掲載
- ・年次有給休暇取得率の目標設定により年次有給休暇を取得しやすい職場風土の醸造 (R6年度)
- ・女性職員との意見交換により女性活躍推進に向けた取組のシーズを取得 (R6年度)
- ・(3) 意識を啓発するための研修、セミナー等の開催
- ・職員の意識啓発を目的としてダイバーシティ推進に関するセミナーを毎年度開催
- ・「育休男子プロジェクト」による男性の育児休業取得への意識向上 (R4年度)
- ・セミナー参加後に職場内意見交換会を実施し、職員の意識を一層向上 (R6年度、森林保険業務)
- ・以上の取組により、男性職員の育児休業の取得率は増加傾向となり (R3年度 44 %から R6年度 79 %で毎年増加)、平均取得日数が女性の産褥期に相当する2ヶ月を超える (R3年度 31日から R6年度 64日と倍増) など、特に男性職員の育児参加が顕著に前進した。
- ・(4) 地域社会や関係機関と連携協力したダイバーシティの実現に向けた取組
- ・独立行政法人シンポジウムにて理事長が機構の取組を講演、参加者から高い評価 (R5年度)
- ・ダイバーシティ・サポート・オフィス (DSO) の幹事機関として、DSO 懇話会の話題提供など多角的に活動し (R3～6年度)、DSO の事務局機関として、会議運営及びニュースレターの作成・発行など多角的に活動することにより、参加機関のダイバーシティ推進の取組を前進 (R5～6年度)

2 勤務形態の状況

- ・(1) ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備

職員の不妊治療と次世代育成への意識や理解度が格段に高まったことは特筆すべき成果である。これらを鑑み所期の目標を大きく上回る顕著な成果が見込まれることから、自己評価は「A」とする。

<評価の視点>

・男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。

1 ダイバーシティ推進の取組状況

男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を着実に実施するとともに、男性職員の育児休業の取得増大のための研修や周知に努め取得率と平均取得日数を増やし、ダイバーシティサポートオフィスの事務局機関として、21 参加機関のダイバーシティ推進の取組を前進させた。

2 勤務形態の状況

		・勤務形態の選択肢を拡大するため、在宅勤務を制度化し(R3年度)、申請手順の簡素化や周知及び活用促進月の設定(R4年度)により、利用者が増加 ・職場内のアンケート等に e ラーニング等ウェブツールを活用し、情報端末があればどこでも利用可能な参加形態を実現(R4年度) ・「育児・介護のための研究支援制度」に関する要領制定及び制度利用者の利便性向上(R4年度) ・出生時育児休業導入(R4年度)による男性の育児休業取得人数の増加 ・不妊治療と仕事の両立に向けて、理事長メッセージ発出と支援担当者設置(R5年度)、就業規則の改正(R6年度)、研修を通じた理解促進(R4～6年度) 3 計画にない業務実績 ・日本語を母語としない職員の働きやすさを改善するため、会議資料やウェブサイト及び図書館内掲示の日英併記を進め(R3～6年度、研究開発業務)、翻訳ソフトウェアと翻訳機の導入により一般職職員のコミュニケーション不足が解消(R4～6年度、研究開発業務)、職場施設利用方法等の文書の英語化及び外国人職員対応窓口を設置(R5～6年度、研究開発業務) ・育児・介護のためのガイドブック及び両立支援ガイドブック改訂・周知(R5～6年度)、妊娠・育児中の部下がいる上司のためのガイドブック改訂と周知(R6年度) ・「つながりプロジェクト」による、職種等を越えたコミュニケーション提供による交流活発化(R4～6年度) ・仕事と介護の両立支援を推進する企業のシンボルである「トモニン」マークを取得(R5年度) ・不妊治療と仕事の両立支援をサポートする企業のシンボルである「くるみんプラス」マークを取得(R6年度) 引き続き、令和7年度についても計画を着実に実施し、多様な人材が多様な働き方を選べる職場づくりを推進、職員の意識啓発や地域等との協力連携に努める予定である。これらの実績をもって中長期計画以上の成果が得られる見込みである。	男女ともに働きやすい、多様な働き方が可能な職場環境にするための様々な取組により、中長期計画を上回る成果を得られる見込みである。 特に不妊治療と仕事の両立支援のための職場環境の整備と周知、4回の研修の実施は職員の不妊治療に関する理解と意識を高め、厚生労働省の「くるみんプラス」の認定につながった。
			<課題と対応> 勤務形態については、より働きやすい職場となるよう制度等の拡充に努める。 職員のワークライフバランス向上又はキャリア形成支援のための取組の計画策定と実施のための措置を講じていく必要がある。
主務大臣による評価			
(見込評価)			評価 A
<評定に至った理由> 中長期計画に基づいた取組が着実に実施されていることに加え、セミナー開催による職員の意識の啓発や制度の改善など、理事長のリーダーシップの下で自主的・戦略的に行われた中長期目標期間内の様々な取組が実を結び、男性職員の育児休業の取得率や取得日数を着実に増加させ、令和6年度については約8割が取得、平均取得日数については2か月を超えるという顕著な成果が認められる。 また、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業としてのシンボルマーク「トモニン」を取得できたことに加え、厚生労働大臣が認定する「子育てサポート企業」の証しである「くるみん」は、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業の証しとしての「プラス認定」を受けたこと、難易度の高い認定の取得に至る過程での各種両立支援など職場環境の充実、かつ役職員の不妊治療と次世代育成への意識や理解度が格段に高まったことは特筆すべき成果であると高く評価できる。			

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

なお、令和5年度には理事長が、総務省主催の独立行政法人シンポジウムにおいて法人のダイバーシティ推進に関する取組についての講演を行い、参加者から高い評価が得られたほか、更に全国の21機関が参加するダイバーシティサポートオフィスの事務局機関として法人内外で取組を前進させてきたことは高く評価できる。

これらは、男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているかという評価の視点に照らし、中長期期間中の計画を上回る取組の進展及び顕著な成果の創出であると認められること、かつ毎年度の評定をAとしていることから「A」評定とする。

<今後の課題>

今中長期目標期間において法人内に醸成された機運及び成果が、法人の強みとなるよう、次期中長期期間においても取組を緩めることなく、多様な人材がそれぞれの能力を十分に発揮できる職場環境の更なる充実を期待する。

(期間実績評価)	評定	

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-6	第4 その他業務運営に関する重要事項 6 情報公開の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑨ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報)
該当なし								

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか。		1 情報公開対応状況 2 情報公開における個人情報保護等の研修実施状況 3 民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。	
・森林保険業務に関する情報公開において、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているか。			
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項 6 情報公開の推進 公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に情報公開を行う。 また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。	第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等 7 情報公開の推進 独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。	(評価指標) 1 情報公開対応状況 独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、法人文書ファイル管理簿をウェブサイトで公開する等、適切に情報公開を実施した。 (評価指標) 2 情報公開における個人情報保護等の研修実施状況 職員に対し、個人情報保護等に留意することを周知するため、個人情報保護研修を開催し、eラーニングによる理解度確認を実施した。 また、担当者を情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会や独立行政法人国立公文書館が主催する公文書管理に関する研修会に参加させるなど、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行える体制を整備した。 (評価指標) 3 民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。 独立行政法人通則法等に基づき、森林保険運営に係る情報を幅広くウ	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 法人の保有する情報を適切に公開し、個人情報保護制度に係る研修を実施した。以下の取組状況から、所期の目標の達成が見込まれる状況であると認められることから、自己評価は「B」とする。 <評価の視点> ・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか。 情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載した。 職員に個人情報保護等について改めて周知する研修を実施するとともに担当者を各種研修会に参加させることで、開示請求者に対する適切な対応と迅速な開示決定を行える体制を整備している。 ・森林保険業務に関する情報公開において、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているか。

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

		ウェブサイトで公表した。また、経営の透明性を確保するため、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考として、法律等に基づくもの以外についてもソルベンシー・マージン比率や森林保険審査第三者委員会の概要についてウェブサイトで公表した。 令和7年度においても、引き続き、森林保険業務に関する情報公開を実施する予定である。 以上の取組により、中長期計画を達成できる見込みである。	経営の透明性を確保するため、独立行政法人通則法に基づく公表に加え、民間損害保険会社や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしてウェブサイトで森林保険業務に関する情報を公表した。
			<課題と対応> 今後気候変動や生物多様性の保全に対する機構全体としての方針や取組について、情報開示を求められることへの対応に備え、環境報告書や事業報告書の項目の活用を図り、引き続き迅速かつ適切に対応する。
主務大臣による評価			
(見込評価)			評価 B
<評価に至った理由> 法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか、森林保険業務に関する情報公開において民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているかという評価の視点に照らし、法人が保有する情報について適切に公開されていること、個人情報保護制度に係る研修が実施されていること、経営の透明性を確保するため独立行政法人通則法に基づく公表が行われていること、日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準等を参考に森林保険業務に関する情報がウェブサイトで公表されていることなど、中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、中長期目標期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評価をBとしていることから「B」評価とする。 <今後の課題> 引き続き適切な情報公開を推進することを期待する。			
(期間実績評価)			評価

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-7	第4 その他業務運営に関する重要事項 7 情報セキュリティ対策の強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑲ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
自己点検実施 [回]	—	3	3	3	3	3		
インシデント対応訓練実施 [回]	—	3	3	3	3	3		
評価指標3に係るもの								
情報セキュリティ研修 [回]	—	4	4	4	4	4		

※1 前中長期目標期間の最終年度値

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。 ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか ・個人情報保護の適切に行っているか。		1 情報セキュリティ取組状況 2 不正アクセスへの対応状況 3 職員研修の実施状況	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項 7 情報セキュリティ対策の強化 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(サイバーセキュリティ戦略本部決定)を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度	第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等 8 情報セキュリティ対策の強化 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(サイバーセキュリティ戦略本部決定)を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。情報セキュリティ・	(評価指標) 1 情報セキュリティ取組状況 機構の情報セキュリティ・ポリシーについて、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(サイバーセキュリティ戦略本部決定)の令和3年版改定に伴い、機構の情報セキュリティ・ポリシーを改定した(R3年度)。さらに、上記基準群が令和5年版へ改定されたことによる見直しを行い(R6年度)、新しい基準群を反映したセキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じる(R7年度)。 上記セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策推進計画に基づ	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 政府統一基準群を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーや情報セキュリティ体制の整備、情報システムの更改、不正アクセス対策や職員研修等を着実に実施した。期間中の取組を総合的に勘案し、中長期計画を達成する見込みであると認められることから、自己評価は「B」とする。 <評価の視点> ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。 機構の情報セキュリティ・ポリシーの見直し及び改定を着実に進めるとともに、これに基づく各種セキュリティ対策を強化した。 また、情報流出防止の観点から情報セキュリティ体制を見直して強化を図るとともに、水源林造成及び森林保

化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

ポリシーに基づく対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、情報セキュリティ対策を強化する。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる検討に基づき、情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

き、各種情報システムの更新・改修の計画検討において情報セキュリティ担当者より助言を行ったほか、新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務の拡大に対応するため、安全なテレワーク及びウェブ会議の環境整備を行った。

また、研究開発業務においてはメール誤送信による情報流出防止の観点から全体統制・管理部門の強化及び連絡体制の構築を図るため、組織体制の見直しを実施するとともに、これを受けた横展開として水源林造成業務及び森林保険業務においてもメールシステムの設定の見直しを行ったほか、役職員等に対して再発防止の教育研修を実施した。森林保険業務においては、執務室の区域ごとの情報セキュリティレベル及び安全管理対策を見直した(R5年度)。

さらに、水源林造成業務及び森林保険業務では、情報システム基盤の更改に当たりクラウド化を実現し、疑わしいプログラムを安全に検証する仕組み(サンドボックス)や、クラウドへの通信を可視化し許可がなされていない通信を制御する機能(CASB)等のゼロトラスト型セキュリティを導入するとともに、端末のディスク暗号化等により、情報システムの防御力を総合的に強化した(R6年度)。

このほか、情報セキュリティ担当職員を内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)及び国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)主催の研修に参加させ、資質の向上及び対応力の強化を図った(R3～6年度)。

2 不正アクセスへの対応状況

各情報端末のセキュリティ確保及び不正アクセス対策として、以下の取組を実施した。

研究開発業務においては、IT資産管理システム及びウイルス対策ソフトによる効率的な情報機器管理を実施するとともに、ネットワーク認証方式の強化を図った(R6年度)。また、農林水産研究情報総合センターのメールサービス提供完了に伴い、より強固なセキュリティ確保を目指した法人独自のメールシステムを構築する(R7年度)。

水源林造成業務及び森林保険業務においては、各情報端末のセキュリティ確保ツールにウイルス感染後の被害を最小限に抑え拡大を防ぐためのEDR機能の追加(R3年度)やメールセキュリティ対策強化(R4年度)を実施した。また、情報システム基盤の更改に当たり、政府統一基準等を踏まえたサイバー攻撃への対策強化を目的とした職員端末への多要素認証の導入や、情報システム基盤のクラウド化に伴うゼロトラスト型セキュリティの導入、利用者の権限を一元的に管理する仕組みの整備等により、不正アクセスのリスク軽減を図った(R6年度)。

3 職員研修の実施状況

サイバー攻撃に対する防御力等の強化のため、役職員等を対象とした情報セキュリティに係る教育研修及び対策に関する自己点検、インシデント対応訓練を実施するとともに、個人情報保護の推進についても、教育研修を実施し、役職員等の意識向上に努めた。

これら研修受講や訓練への参加状況の把握、役職員等の理解度の確認・点検、知識習得補助等のため、eラーニングシステムを活用した

上記1～3における対策の実施状況に関して、情報セキュリティ監査実施計画に基づき、機構内監査実施者による監査を実施し、PDCAサイクルを踏まえ、適正かつ着実な実施に努める。

除業務への横展開として事例を踏まえた再発防止の徹底を図った。また、情報セキュリティ担当職員の対応能力の強化及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務の拡大等に適応した情報セキュリティ対策の強化に取り組んだ。

水源林造成業務及び森林保険業務においては、情報システム基盤の更改について、政府統一基準を踏まえてクラウド化を図り、情報システムの防御力の総合的な強化を実施した。

これらの対策については定期的に監査を行い、対策の実施状況を踏まえ、必要な改善を行った。

・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか

研究開発業務においては効率的な情報機器管理に取り組むとともにネットワーク認証方式の強化を行った。水源林造成業務及び森林保険業務においては、情報システム基盤の更改に伴い政府統一基準を踏まえたクラウド化を実施し、これに対するゼロトラスト型の対策に取組み、情報セキュリティの強化を行った。

以上のとおり、不正アクセスへの対応について、中長期計画に基づいた取組を着実に実施した。

・個人情報の保護を適切に行っているか。

情報セキュリティは個人情報保護と密接な関係にあることを念頭に、不正アクセスへの対応、研修実施による職員の意識向上、内部監査による実施状況の把握等の実施や改善等の各種取組を推進し、個人情報の適切な取り扱いの確保につなげた。

		引き続き、こうした取組を実施し、中長期計画を達成する予定である。			
			<課題と対応> 在宅勤務、オンライン会議の増加等、業務形態の変化に伴い、各種情報システムは欠かせない基盤となっており、その利便性を更に向上させる必要が高まる一方で、情報セキュリティ確保は更に重要性を増している。 日々追加される新たなサービスの特質を見極めて業務への活用を検討することはもとより、既存の情報環境との親和性や相互影響に注意しながら、メリットを取り込めるよう情報の収集と導入時の構成・運用を想定した検討を行い、情報セキュリティ・ポリシーや各種関係規程についても、適時適切な見直しに取り組む。 また、個々の対策については、その効果や実施状況を把握し、PDCA サイクルを踏まえて、情報セキュリティ対策内容の改善に努める。 特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底についても、継続して取り組む。		
主務大臣による評価					
(見込評価)			<table border="1"> <tr> <td>評価</td><td>B</td></tr> </table>	評価	B
評価	B				
<評価に至った理由> 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか、個人情報の保護を適切に行っているかという評価の視点に照らし、政府統一基準群を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーの改定や情報セキュリティ体制の整備、情報システムの更改、不正アクセス対策や職員研修等が着実に実施されるなど、中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評価を B としていることから「B」評価とする。 <今後の課題> 引き続き情報セキュリティ対策の強化に取り組むことを期待する。					
(期間実績評価)			<table border="1"> <tr> <td>評価</td><td></td></tr> </table>	評価	
評価					
4. その他参考情報					
特になし。					

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価、期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-8	第4 その他業務運営に関する重要事項 8 環境対策・安全管理の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省6-⑪、⑨ 行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標 (平成25年度比)	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値 等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	8,643	11,524	9,345	8,388	8,004	7,667		
調整済み排出量 [t-CO ₂]	8,415	11,220	9,400	8,391	7,885	7,667		
削減率 [%]	25	—	18.9	27.2	30.5	33.5		
総エネルギー使用量 [GJ]	204,553	229,835	191,900	178,054	152,488	149,025		
削減率 [%]	11	—	16.5	22.5	33.7	35.2		
上水使用量 [m ³]	114,083	128,183	69,467	61,899	64,709	71,488		
削減率 [%]	11	—	45.8	51.7	49.5	44.2		
評価指標2に係るもの								
労働災害発件数「件」	—	—	28	29	14	33		

※1 政府の方針に従い平成25年度の数値を基準値とする。

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
- 研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理しているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。 - 環境目標及び実施計画を作成し、取組が行われているか。 - 職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。 - 水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。		1 環境負荷低減のための取組状況 2 事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況 3 事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況	
中長期目標	中長期計画	法人の業務実績・自己評価	
		主要な業務実績等	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項 8 環境対策・安全管理の推進 森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、	第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等 9 環境対策・安全管理の推進 森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷	(評価指標) 1 環境負荷低減のための取組状況 環境対策については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (S54	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 環境負荷低減の取組とともに、労働災害の未然防止対策、職員のメンタルヘルス対策等の安全衛生を計画的且つ着実に実施した。期間中の取組みを総合的に勘案し中長期計画を達成する見込みであると認められることから、自己評価は「B」とする。 <評価の視点> ・研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理しているか。化学物質等の管理に関する問題が生

生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。

の低減に取り組むとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う健康や環境への影響に十分な配慮を行う。

教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。

水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。

年6月22日法律第49号)」「森林研究・整備機構環境配慮基本方針」「森林研究・整備機構環境目標と実施計画」に基づき、省エネルギーを推進した。また、省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、CO₂排出量、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標(数値目標)を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行った。なお、環境報告書を取りまとめて公表した。その結果、CO₂排出量、総エネルギー使用量、及び上水使用量について、各年度とも目標を上回る削減効果を達成した。

24時間稼働設備の集約化、ボイラー設定温度の見直し、発電機稼働による電気使用量のピークカット対応、冷暖房設備の稼働時間短縮等によるエネルギー使用量の削減による省エネ化、職員啓発として毎日の使用電力量の見える化等により維持・管理経費の節減を行った。

物品調達に当たっては、グリーン購入法適合商品など環境物品の積極的な調達を行った。

化学物質等の管理

化学物質等の適切な管理を推進するため、教育訓練の実施や化学物質管理システムによる一元管理、化学物質関係規程や手引きの改正、生物材料等を扱う実験を行う際の委員会での審議・承認手続き等を着実に実施した。

2 事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況 労働安全衛生の確保

毎年度策定する安全衛生管理計画及び労働安全衛生に係る各規程に基づき、労働安全衛生対策及び職員の安全意識の向上のための取組を計画的に実施した。

災害発生時等緊急時における役職員等の安否確認を迅速かつ確実に行うため、安否確認システムによる訓練を実施した。

【研究開発業務】

道路交通法の改正により義務化された、事業用車の運転時におけるアルコール検知器を活用した酒気帯び確認を徹底するとともに、事業用車について日々の点検のほか、「点検・洗車デー」の設定等による運転業務における安全意識の啓発を行った。

産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し対応策を講じる等、安全衛生管理計画に基づき実行した。

過去の労働災害の事例の発生原因や予防策等を明確にして労働災害の防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新しつつ、所内向けの労働安全衛生ウェブサイトにて常時掲載した。労働災害発生時には、職員災害発生速報により全職員に注意喚起を行うとともに、危険性が高い災害や病気に関する情報についてもイントラネットを使用し情報共有した。

【水源林造成業務等】

産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、年2回各整備局を加えたウェブ会議による拡大安全衛生委員会を開催し、労働安全に係る情報の共有を図った。さらに、総務課長会議(1月)において、職員の労働安全意識の高揚を図る指示をした。また、現場業務にお

じていないか。

化学物質等の管理については、化学物質管理システムの管理運営、関係規程や手引きの改正、教育訓練を行い、適切な管理に努めた。

・環境目標及び実施計画を作成し、取組が行われているか。

環境対策については、事業活動に係る環境配慮の年度目標と、その目標を達成するために担当部署及び役職員が取り組むべき事項を策定し、計画的に実施したことで、各年度とも年度目標を上回る削減効果を達成した。

・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。

安全衛生の推進では、毎年度安全衛生管理計画を策定し、安全衛生委員会を開催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し対策を講じるなど、計画に基づき実行した。また、職員等の健康管理に資するための産業医の活用やメンタルヘルス対策の実行等、安全衛生対策を推進した。

災害発生等緊急時に迅速に安否確認をするためのシステムによる訓練の実施や、連絡体制の確保等を行った。

いては、職員の労働災害の未然防止に向けて、「現場出張時の労働安全対策の手引き」に基づき、安全管理・指導の徹底に努めた。蜂災害対策としては、新規採用者等に蜂アレルギー検査の実施を徹底するとともに、毒吸引器等の応急器具、防蜂網及びマダニ対策として忌避剤等を現場事務所に配付した。さらに、労働安全衛生に関する各種規程、災害防止や被災後の対応等に有用な資料等を1冊に編さんした「労働安全対策の実務必携」を各事務所に備え付け、職員の安全への意識を高めた。

出張時の連絡体制を確保するとともに、令和6年度には現場での災害時等における通信手段として有効である衛星携帯電話を導入した。

【森林保険業務】

職員の現場出張時の労働安全への一層の配慮の観点から、安全作業チェックリストの活用、蜂災害対策(毒吸引器等の応急器具の備付け、蜂アレルギー検査の実施等)、マダニ刺咬対策(忌避剤備付、刺咬予防や感染症等の職員への情報提供)、備付備品等の点検及び補充、自動車の安全な運行管理(アルコール検知器での酒気帯び確認等)及び交通安全教育、季節により発生の危険性が高い災害や疾病に関する注意喚起・情報共有を随時行い、職員の安全意識の向上及び安全活動の活性化を図った。

健康の確保

「全国安全週間」(7月1～7日)及び「全国労働衛生週間」(10月1～7日)の期間中、職場内へのポスター掲示及びイントラネットへの記事掲載等により健康管理を含む労働安全衛生の徹底を図った。

【研究開発業務】

メンタルヘルス対策としてカウンセリングルームを毎月1回(奇数月は2回)開設するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対処に資するため、産業医による健康相談を随時実施した。また、職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、メンタルヘルス教育を実施するとともに、ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。

【水源林造成業務等】

毎年度実施する新任管理職研修において、メンタルヘルスに関する講義を行うとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう指導した。さらに、役職員を対象としてメンタルヘルス研修を行うとともに、義務化されたストレスチェックについては、毎年度実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。

【森林保険業務】

衛生推進者の業務推進のため必要な講習を受講させるとともに、作業環境の整備・改善を推進し、安全で快適な職場環境の形成に努め、全職員を対象としたメンタルヘルス研修及びストレスチェックを実施した。「全国安全週間」及び「全国労働衛生週間」の期間中、チェックシートによる自己点検により労働安全衛生の徹底を図った。

3 事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況
水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生の確保

・水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。

		水源林造成業務等における事業者等の労働安全衛生の確保に当たり、年度当初に重点指導事項を指示し、各整備局及び各水源林整備事務所は、開催する会議等において労働安全衛生に関する指導を行うとともに、労働基準監督署や森林管理署との合同によるものを含め安全パトロールを実施した。また、労働安全衛生指導の強化を図るため、造林者等に基本事項遵守の周知徹底について指導を行うとともに、全ての事業において造林者が行う労働安全衛生管理体制等の確認・指導を行った。 最終年度においても、引き続き、環境対策、省エネ対策及び安全管理、化学物質等の適切な管理を推進するとともに、環境報告書を作成・公表する。また、安全衛生と健康の確保に取り組む。なお、水源林造成業務については事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。 以上の取組により、中長期計画を達成できる見込みである。	水源林造成業務等における事業者等の労働安全衛生の確保にあたっては、事業者等への技術指導の一環として労働安全衛生に関する指導を実施した。
			<課題と対応> 環境対策については、引き続き環境目標及び実施計画に基づき取り組む必要がある。 安全衛生の推進については、引き続き安全衛生管理計画に基づき労働災害の発生防止に努める。
主務大臣による評価			
(見込評価)		評価	B
<評価に至った理由> 環境目標及び実施計画を作成し、取組が行われているか、職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか、災害等における緊急時の対策が整備されているか等の評価の視点に照らし、環境負荷低減の取組とともに、労働災害の未然防止対策、職員のメンタルヘルス対策など中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、中長期期間中の目標を達成できる見込であると認められること、かつ毎年度の評価をBとしていることから「B」評価とする。 <今後の課題> 引き続き環境対策・安全管理の推進に取り組むことを期待する。			
(期間実績評価)		評価	

4. その他参考情報
特になし。